

4. 地 業

地業とは、基礎杭、地盤改良等の建物を支持する部分及び砂利地業等をいう。

(1) 砂利地業

砂利地業とは、根切り底における基礎下等の砂利地業、碎石地業、捨コンクリートをいい、その数量は、設計図書による面積とその厚さとの積による体積とし、その種類により区別する。なお、設計図書に記載のない場合は躯体側面より 0.1m出幅を加えた寸法とする。

各地業及び埋戻し（栗石、切込砂利、砂）の単価は建設資材単価地方委員会の地方単価を採用しているため、地区の選定にあたっては、地方委員会の区域図を参照する。

なお、各地業の歩掛りには転圧の費用が含まれている。

機械地業は、幅が 2.5m 以上に適用する。

購入土を使用する場合は、別途材料費を計上することとし、土質による土の変化率を考慮すること。

（例）手間単価と材料単価を組み合わせて使用する場合

砂利、再生骨材・・・（材料単価 × 1.1） + 手間単価

砂・・・・・・・・・・・・（材料単価 × 1.3） + 手間単価

(2) 既製コンクリート杭打地業

① 杭材費（RC 杭及びPHC 杭）は、単価表を採用する。（現場着価格）

単価表にある規格以外の杭材費については、物価資料または見積りによる。

② 施工費は物価資料または見積りによる。

5. コンクリート

本規定は、建築物及びこれに準ずる建築物、現場打ちコンクリート排水ます類、押えコンクリート等に適用する。

コンクリートの打設手間及びポンプ圧送費は、市場単価による。

(1) 一般事項

① 使用するコンクリートは J I S 表示許可工場（J I S A5308）により製造されたレディーミクストコンクリートを原則とする。また、やむを得ず現場練コンクリートを使用する場合は特記仕様書に明記する。

② 生コンクリートの単価は、建設資材単価地方委員会の地方単価を採用しているため、地区の選定にあたっては、地方委員会の区域図を参照する。

材料単価は、設計基準強度（F c）の材料単価とし、構造体強度補正費を計上する。

構造体強度補正費は、補正の対象となるコンクリート数量に『調査管理強度』による材料単価と『設計基準強度』による材料単価の差額との積で算出した価格を計上する。

③ 普通コンクリートの積算上の発注強度は設計基準強度（F c）に、構造体強度補正值（S）を加えた調査管理強度とし、これを満足する呼び強度とする。

④ コンクリートの打設は、コンクリートポンプ車による打込みを標準とする。ポンプ車による打設以外のコンクリート打設は、原則として 1 回の打設量が 10m³ 程度の場合に適用する。

⑤ コンクリートポンプ車の適用は、ブーム式を標準とするが敷地等の制約がある場合及び打設高さ 16m 以上ある場合には、配管式による施工も考慮する。

⑥ コンクリート打設手間の単価は、1 回当たりの打設量に応じた単価を使用する。

小型構造物の打設手間は、柵類、工作物の基礎等で、1 箇所当たり 1 m³ 程度のコンクリート量で、点在する構造物若しくは高さ 1 m 程度の擁壁、囲障の基礎等に適用する。

⑦ 内訳書の記載は、材料費（品種別、強度別）、コンクリート打設手間、コンクリートポンプ圧送等に分けて計上する。

⑧ 生コンクリートの塩分測定費は、コンクリートの種類が異なるごとに 1 日 1 回以上、かつ 150m³ ごと及びその端数につき 1 回以上測定し、その測定回数と塩分測定費単価により積算する。

⑨ 冬期期間は、冬期保温料の必要期間に応じて、冬季保温料を加算する。

【冬期保温料必要期間】 ※地区名の詳しい区域については、地区単価表ゾーン一覧表等により確認すること。

- ・札幌建設管理部管内 11月1日～4月20日まで
 - うち滝川、深川、留久、奥芦別、暑寒別、千歳、支笏湖 10月21日～4月30日まで
 - うち新篠津、厚田、浜益 11月1日～4月30日まで
- ・小樽建設管理部管内 11月1日～4月20日まで
 - うち倶知安、黒松内 10月21日～4月30日まで
 - うち寿都、島牧 11月11日～4月20日まで
 - うち入舸、余別 11月1日～4月30日まで
 - うち岩内、神恵内 11月1日～4月20日まで
- ・函館建設管理部管内 11月1日～4月30日まで
 - うち奥尻 11月11日～4月30日まで
- ・室蘭建設管理部管内 11月1日～4月30日まで
 - うち安平町追分、むかわ町穂別、日高町日高、様似 10月21日～4月30日まで
 - うちえりも 11月11日～5月20日まで
- ・旭川建設管理部管内 10月21日～4月30日まで
 - うち旭川市江丹別、上川、占冠、下川、朱鞠内 10月11日～5月10日まで
 - うち中川・幌加内 10月21日～5月10日まで
- ・留萌建設管理部管内 11月1日～4月30日まで
 - うち小平町達布、幌糠 10月21日～4月30日まで
 - うち天塩 11月1日～5月10日まで
- ・稚内建設管理部管内 11月1日～5月10日まで
 - うち豊富、幌延、猿払、浜頓別、中頓別 10月21日～5月10日まで
 - うち礼文 11月1日～5月20日まで
- ・網走建設管理部管内 10月21日～4月30日まで
 - うち網走・宇登呂・紋別 11月1日～5月10日まで
 - うち常呂、斜里、湧別、興部、雄武 10月21日～5月10日まで
 - うち白滝 10月11日～5月10日まで
 - うち留辺蘂 10月11日～4月30日まで
- ・帯広建設管理部管内 10月21日～4月30日まで
 - うち広尾 11月1日～4月30日まで
- ・釧路建設管理部管内 10月21日～5月10日まで
 - うち厚岸・標津 10月21日～5月20日まで
 - うち根室・羅臼 11月1日～5月20日まで

(2) 数 量

コンクリートの数量は、鉄筋コンクリート、軽量コンクリート等調合、強度、スランプ、材種別に区別し、各部分毎に設計寸法により下記項目に定めるところに従って計測、計算をする。ただし、コンクリートの断面寸法は、「1. 一般事項」の定めにかかわらず、小数点以下第3位まで計測・計算する。

- ① 鉄筋及び小口径管類によるコンクリートの欠除はないものとみなす。
- ② 鉄骨によるコンクリートの欠除は、鉄骨の設計数量について7.85 tを1.0m³として換算した体積とする。

③ 窓、出入口などの開口部によるコンクリートの欠除は、原則とし建具類などの開口部の内法寸法との厚さによる体積とする。ただし、開口部等の内法の見付面積が1ヶ所当り0.5m²以下の場合はコンクリートの欠除はないものとみなす。

④ 地中梁下端の均しコンクリートは特記がなければ、厚50mm、出100mm(片側)とする。

表5-1 コンクリート工事手間算定例

打設部位	コンクリート数量(m ³)	市場単価				
		コンクリート打設手間			コンクリートポンプ圧送	
		打設部位	打設方法	打設量区分	圧送量区分	基本料金回数
RF 躯体	95	躯体	ポンプ打設	50~100m ³ /回	50m ³ を超える	1回
3F 躯体	370	躯体	ポンプ打設	100m ³ /回以上	50m ³ を超える	1回
2F 躯体	370	躯体	ポンプ打設	100m ³ /回以上	50m ³ を超える	1回
1F 躯体	400	躯体	ポンプ打設	100m ³ /回以上	50m ³ を超える	1回
基礎部	400	基礎部	ポンプ打設	100m ³ /回以上	50m ³ を超える	1回
土間	49	土間	ポンプ打設	50m ³ /回程度	50m ³ 以下	1回
均しコン	10	捨てコンクリート	カート打設	10m ³ /回程度	-	-
防水保護	30	防水保護コンクリート	ポンプ打設	50m ³ /回程度	50m ³ 以下	1回
計	1,724					8回

※ 工程によりコンクリート打設日が複数の場合は、その日数分を計上する。

※ 1回の打設量が50m³を超える場合は、50m³を超えた数量分のみを対象とする。

(3) 市場単価

① 単価の適用範囲

建築構造物等のコンクリート打設に適用する。

② 単価の適用範囲外

A. ミキサー車からの直接打設の場合

B. 外構関係工事のコンクリート打設の場合

③ 適用に当たっての留意事項

A. 捨てコンクリート及び防水押えコンクリートの打設がカート打ちの場合は、コンクリート圧送費を計上しない。

B. コンクリートポンプ車は、配管式またはブーム式とする。

C. スランブは15cmから18cmを標準とする。

D. コンクリートポンプの圧送高は、30m以下とする。

E. コンクリート圧送費(基本料金及び圧送料金)には、機械器具費、機械運転費及び回送費を含む。

F. 小型構造物の打設手間は、ます類、工作物の基礎等で1か所当たり1m³程度のコンクリート量で点在する構造物、若しくは、高さ1m程度の擁壁、囲障の基礎等に適用する。

6. 型 枠

本規定は、合板型枠について適用する。

型枠単価及び型枠運搬費は市場単価による。

型枠運搬費については市場単価(運搬距離30km程度)を基本とするが、取引実態に応じて見積策定単価とすることができる。

(1) 一般事項

型枠の種類は、使用目的によって表6-1のように分類される。

表6-1 型枠種類

型枠種類	使用目的	せき板	
普通合板型枠	基礎部、地下軸部 R C造地上軸部	厚 12mm	コンクリート型枠用合板
打放し合板型枠	R C造地上軸部	A種 厚 12mm B種 厚 12mm C種 厚 12mm	コンクリート型枠用合板
小型構造物型枠	工作物の基礎等 擁壁・囲障の基礎等	厚 12mm	コンクリート型枠用合板

(2) 数量

- ① 型枠の数量は、普通型枠、打放し型枠、曲面型枠等、材料、工法、コンクリート打設面等により区分し、コンクリートの各部分ごとに、原則としてその側面及び底面の面積につき、計測、計算し、接続部の面積を差し引いた面積とする。
- ② 窓、出入口等の開口部による型枠の欠除は、原則として建具等の内法寸法とする。
なお、開口部の内法の見付面積が1か所当たり0.5m²以下の場合、原則として欠除しない。また、開口部の見込部分の型枠は計測の対象としない。
- ③ 斜面の勾配が3/10を超える場合は、その部分について上面型枠を計測の対象とする。
- ④ 階段の踏面、階の中間にある壁付きの梁の上面は、その部分の上面型枠を計測・計算の対象とする。
- ⑤ 大面木、化粧目地、打継ぎ目地、誘発目地等は計測・計算の対象とする。
なお、打放し型枠の通常の面取りは計測の対象としない。

(3) 市場単価

① 単価の適用範囲

建築構造物等の型枠に適用する。

② 単価の適用範囲外

- A. 片面型枠
- B. 排水柵用型枠
- C. 曲面・円形型枠

③ 適用にあたっての留意事項

- A. せき板は、型枠用合板とする。（床版はフラットデッキを使用していないものとする。）
- B. 型枠運搬費は、加工場から現場への運搬と、現場から加工場への搬出に要する費用で、運搬距離30km程度（4t車）を標準とする。
- C. 単価には、コンクリート打設時合番を含む。
- D. 単価には、支保材を含む。（補助サポートを含む。）
- E. 標準的な寸法の目地棒及び面木は、単価に含む。ただし、化粧目地、打継目地、ひび割れ誘発目地及び大面木は、別途計上する。
- F. 打放し面補修は、別途計上する。
- G. 場内小運搬（水平小運搬）を含む。

④ 型枠単価の補正

次の振興局管内における型枠単価は、地域係数を乗じ補正を行う。

(総合)振興局	型枠 〔地域係数〕	備考
---------	--------------	----

石狩	無し(市場単価)	
渡島	設定しない	
檜山	3%	
後志	6%	
空知	1%	
上川	10%	
留萌	10%	
宗谷	22%	
オホーツク	5%	
胆振	5%	
日高	10%	
十勝	3%	
釧路	5%	
根室	8%	

補正を行う単価は、「型枠」及び「型枠目地棒」とする。

7. 鉄筋

本規定は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造の躯体のほか、鉄骨造の基礎及びスラブ等の構造躯体について適用する。

加工組立費及び加工工場からの運搬費、ガス圧接費は市場単価による。

鉄筋の継手方法において、鉄筋径が19mm以上の場合は圧接継手を基本とするが、工事の規模、施工場所の地理的条件等を勘案して重ね継手とすることができることとする。

(1) 数量

鉄筋の数量は、各部分について規格、形状、寸法等ごとに、原則としてコンクリートの設計寸法に基づき、次の各項に定めるところに従い計測・計算した長さを設計長さとし、設計長と日本工業規格（以下「JIS」という。）に定める単位質量を乗じた質量とする。

- ① 鉄筋の数量は、その計測単位を t とすることを原則とする。なお、小規模工事（5 t 未満）の場合は、kg とすることができる。
- ② 鉄筋についてその所要数量を求めるときは、設計数量の4%増を標準とする。
- ③ 単価に対応する数量は設計数量及び所要数量を計算し、以下による。

材料費については

所要数量×鉄筋単価

加工組立費については

設計数量×市場単価

とする。

- ④ スクラップの減額控除は

$(\text{所要数量} - \text{設計数量}) \times 0.7 \times \text{スクラップ単価}$

とする。

※ スクラップ単価は、物価資料の掲載価格のうち規格「鉄屑 へビー H2」を標準とする。

- ⑤ 基礎ベース、柱、梁、床板等の先端で止まる鉄筋は、コンクリートの設計寸法をその部分の鉄筋の長さとし、これに設計図書等で指定された場合はフックの長さを加える。

斜筋もこれに準ずる。

ただし、径 13 mm以下の鉄筋については、フックはないものとする。

- ⑥ フープ、スタラップの長さは、それぞれ柱、梁のコンクリートの断面の設計寸法による周長の長さとする。幅止筋の長さは梁又は壁のコンクリートの設計幅又は厚さとする。
- ⑦ 重ね継手又は圧接継手について、本基準で別に定める場合を除き、計測した鉄筋の長さについて径 13mm 以下の鉄筋は 6.0m ごとに、径 16mm 以上の鉄筋は 7.0m ごとに継手があるものとして継手か所数を求める。径の異なる鉄筋の重ね継手は小径による継手とする。
- ⑧ 圧接継手の加工のための鉄筋の長さの変化は、ないものとみなす。
- ⑨ フック、定着、余長及び重ね継手の長さについて設計図書に記載のないときは、建築工事標準仕様書 JASS5 鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）の規定を準用し、小数点以下 3 位を 4 捨 5 入し、小数点以下第 2 位とする。
- ⑩ 窓、出入口など開口部による鉄筋の欠除は、原則として建具類など開口部の内法寸法による。ただし、1ヶ所当たり内法面積 0.5m² 以下の開口部による鉄筋の欠除は、原則としてないものとみなす。なお、開口部補強筋は設計図書により計測・計算する。

(2) 市場単価

① 単価の適用範囲

建築構造物等の鉄筋の組立・加工及び鉄筋ガス圧接に適用する。

② 単価の適用範囲外

- A. 場所打ちコンクリート杭
- B. 連続地中壁
- C. 柱列山留め壁
- D. スリーブ補強
- E. 鉄筋径がD35 以上の場合
- F. 鉄筋加工のみ又は鉄筋組立のみの場合

③ 適用にあたっての留意事項

- A. 鉄筋径は、D10 以上D32 以下とする。
- B. 運搬距離 30 k m程度（4 t 車）を標準とするが、取引実態に応じて見積策定単価とすることができる。
- C. 単価には、コンクリート打設時合番を含む。
- D. 太物、細物鉄筋は標準的な構成比とする。
- E. スリーブ補強鉄筋加工組立は、標準歩掛りによる。
- F. 単価は、~~材料費~~（主材料の鉄筋及びそのロス分）を含まない。
- G. 場内小運搬（水平小運搬）を含む。
- H. 単価の適用にあたっては、単価構成内容を十分に確認する。
- I. 通常の鉄筋ガス圧接後の超音波探傷試験等は、共通仮設費に含む。

④ 鉄筋単価の補正

次の振興局管内における鉄筋加工組立単価は、地域係数を乗じて補正を行う。

(総合)振興局	鉄筋加工組立 〔地域係数〕	備 考
石 狩	無し(市場単価)	
渡 島	設定しない	
檜 山	3 %	
後 志	5 %	
空 知	1 %	
上 川	4 %	
留 萌	5 %	

宗谷	15%	
オホーツク	4%	
胆振	3%	
日高	7%	
十勝	2%	
釧路	6%	
根室	9%	

8. 鉄骨

鉄骨建て方は、鋼材総使用量が 1,000 t 程度の低層及び中層の建物に適用する。大規模な建物や特殊な建物、改修工事等については、専門工事業者の見積等を参考にする。

(1) 一般事項

- ① 鉄骨工事費算出にあたっては、専門工事業者の見積等を参考にする。なお、設計書の作成については、記載例を参照すること。
- ② 鋼材（形鋼、平鋼、鋼板等）の数量は、各部分について規格、形状、寸法等ごとに、次の各項に定めるところに従い計測・計算した長さ又は面積をそれぞれ設計長さ又は面積とし、設計長さ又は面積と JIS に定める単位質量（設計数量）を乗じた質量とする。
- ③ 鋼板は原則として、設計寸法による面積を計測・計算する。複雑な形状のものはその面積に近似する長方形として計測・計算することができる。なお、全溶接構造の鋼板の場合は、短辺方向は小数点以下第 3 位まで、計測・計算する。
- ④ 鉄骨材料について、所要数量を求めるときは、設計数量に次の割増をすることを標準とする。

形鋼、鋼管及び平鋼	5%
広幅平鋼及び鋼板（切板）	3%
ボルト類	4%
アンカーボルト類	0%
デッキプレート	5%

- ⑤ 同一発注で棟別になっている場合（例 屋内体育館+渡り廊下等）は棟毎の設計数量を算出計上すること。
- ⑥ 鉄骨足場は、単管吊り足場（数量は鉄骨軸組部分の延床面積）を標準とする。

(2) 数量及び費用区分

① 材料費

- A. 鋼材は、規格及び寸法ごとに分けた所要数量（t）（設計数量に割増しを加えた数量）で計上する。
- B. スクラップ控除は、所要数量から設計数量を差し引いた数量の 70%とし、一式で計上する。

スクラップ減額控除

$$\text{（所要数量－設計数量）} \times 0.7 \times \text{スクラップ単価}$$

※ スクラップ単価は、物価資料の掲載価格のうち規格「鉄屑 へビー H2」を標準とする。

- C. 高力ボルトの数量は、締付け板厚に、表 8-1 に示す長さを加算した質量とする。また、ボルト材料は、所要数量（t）で計上する。

表 8-1 締付長さに加える長さ(mm)

ボルトの呼び径	トルシア形高力ボルト	JIS 形高力ボルト及び 溶融亜鉛めっき高力ボルト
M12	—	25
M16	25	30
M20	30	35

M22	35	40
M24	40	45

② 工場加工費

工場加工費は、専門工事業者の見積価格を参考に定める。ただし、これによりがたい場合は物価資料の掲載価格等によることができる。

工場加工費は、工場直接労務費、工場間接費、副資材費、溶接材料費、その他、防錆塗装費からなるものとし、鋼材の設計数量(t)で計上する。ただし、ボルト類の数量は含まないものとする。

A. 見積書を専門業者より徴収する際は、次に示す設計条件等を参考として設計図面を添付して依頼すること。

依頼先は、建物の規模、鉄骨材の規格及び仕様に準じたグレードの工場を原則とする。

表8-2 設計条件(参考例)

構造：鉄骨造4階建(事務庁舎) H形鋼構造

延べ面積：2,500 m²

設計数量表				
名称	摘要	鋼板 設計数量(t)	形鋼	
			設計重量(t)	部材数(本)
鋼板	厚6mm SS400	7.7		
"	9 "	12.3		
"	16 "	20.1		
形鋼	H-200×100×5.5×8		2.5	17
"	H-250×125×6×9		3.6	23
"	H-300×150×6.5×9		17.5	46
"	H-300×300×10×15		9.2	28
"	H-350×175×7×11		11.5	62
"	H-400×200×8×13		30.7	154
"	H-400×400×13×21		85.3	72
"	H-500×200×10×16		15.3	28
"	H-588×300×12×20		33.6	38
"	H-600×200×11×17		21.2	63
"	C-300×90×12		2.3	16
設計数量計		40.1(t)	232.7(t)	547(本)
設計数量合計		272.8(t)		
平均板厚		11.9(mm)	-	
部材当たり鋼材使用量		-	425(kg/P)	
使用率		14.7(%)	85.3(%)	
溶接長	延べ m	12,277(m)		
	鋼材 1 t 当たり	45(m/t)		
m ² 当たりの鋼材使用量		109.1(kg/m ²)		

※ 現場組立費を歩掛により算出する際に鉄骨造の母屋・胴縁の類を軽量鉄骨とする場合は、本体鉄骨加工費に含まず、現場組立費に計上する軽量鉄骨(母屋・胴縁の類)の加工・取付費(歩掛単価)により、計上する。

B. 防錆塗装(m²)

工場錆止め塗装は、専門工事業者の見積り価格による。ただし、これによりがたい場合は鋼材の設計数量で計上し、単価表又は物価資料の掲載価格による。

なお、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」7.8.2により、次の部分には塗装しない。

- イ. コンクリートに密着する部分及び埋め込まれる部分
- ロ. 密閉される閉鎖形断面の内面
- ハ. 耐火被覆材の接着する面(特記により塗装を行う場合は除く)

C. 現場溶接

半自動アーク溶接機は、定格電流500Aを標準とし、機械損料1.50とする。

③ 運搬費

A. 全道鉄骨加工工場所在地(H,M,R,J グレード)は、「全国鉄骨評価機構」webサイトを参考とする。

<https://www.zentetsuhyo.co.jp/index.html>

B. 運搬トラックは11t車とし残数の運搬は6t車を使用する。(運搬数量は設計数量とする。)

積載量は、11t車で8.8tとし、6t車で4.8tとする。

C. 鉄骨運搬費は、鋼材の設計数量(t)で計上する。

④ 現場建て方

A. 建て方機械の選定

建て方機械は、トラッククレーンを想定しているのので、タワークレーン等を用いる高層建物の場合は、別に考慮する。(トラッククレーン(油圧伸縮ジブ型)で吊り上げ能力100t以上は、組立・分解・運搬の費用を計上。)

トラッククレーンの使用機種を選定は、作業エリアからの最大作業半径と吊上げ荷重(1ピース最大重量)とによって決定する。

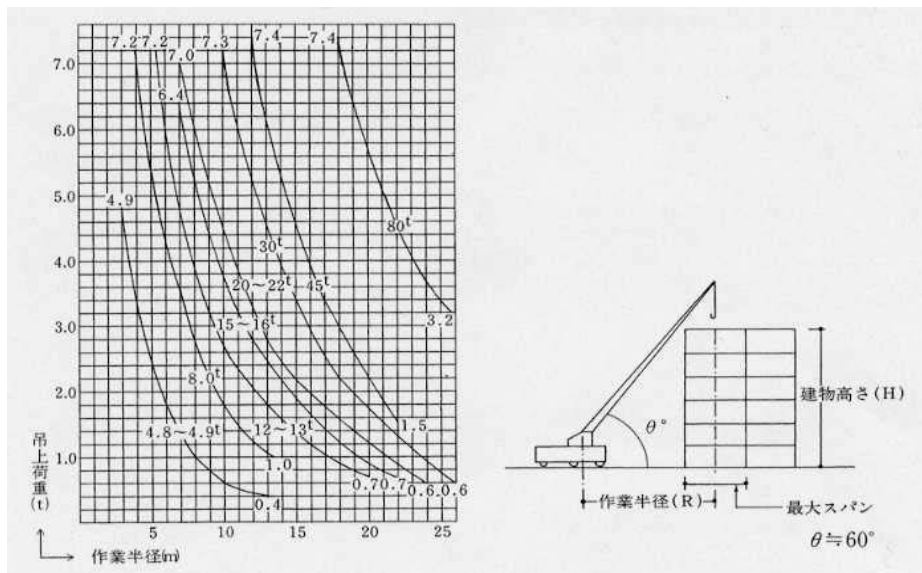


図8-1 油圧式トラッククレーン吊上能力図

B. 歩掛り

鉄骨建て方の歩掛りは、1ピース(梁は三段吊り)の質量を1t程度として、1日当たりの作業量15tを標準としている。1ピースの質量が著しく重い場合は、1日の作業量を補正する必要がある。

また、表8-4は1㎡当たり鋼材使用量90kg以上110kg未満、鋼材使用量250t以上500t未満の場合であり、これらの条件以外は表8-5及び表8-6により補正する。

表8-4 標準歩掛 (1t当たり)

名称	摘要	単位	低層	中層	備考
普通ボルト	仮締め	本	20	20	4%
とび工		人	0.4	0.53	
鉄骨工		人	0.067	0.067	
その他		式	1	1	

(注) 備考欄の数値は、1現場あたりの損料率を示す。

表 8-5 1m²当たり鋼材使用量による増減率（形鋼+鋼板の設計数量）

1m ² 当たり 鋼材使用量 (kg)	50 未満	50 以上 55 未満	55 〃 60 〃	60 〃 65 〃	65 〃 70 〃	70 〃 80 〃	80 〃 90 〃
増 減 率	1.3	1.26	1.22	1.18	1.14	1.1	1.05
1m ² 当たり 鋼材使用量 (kg)	90 〃 110 〃	110 〃 130 〃	130 〃 150 〃	150 〃 190 〃	190 以上 250 未満		
増 減 率	1	0.95	0.89	0.84	0.77		

表 8-6 鋼材総使用量による増減率（形鋼+鋼板の設計数量）

鋼材 総使用量(t)	10 未満	10 以上 15 未満	15 〃 20 〃	20 〃 30 〃	30 〃 50 〃	50 〃 80 〃	80 〃 150 〃
増 減 率	1.34	1.3	1.26	1.22	1.18	1.14	1.1
鋼材 総使用量(t)	150 〃 250 〃	250 〃 500 〃	500 〃 1000 〃	1000 以上			
増 減 率	1.05	1	0.95	0.89			

C. 高力ボルト締付け

トルシア形高力ボルトの締付けの歩掛りは、ボルト総本数（設計数量）を対象に、100 本当たりとし、ビル鉄骨と大張間構造に分けて定めている。

大張間構造は、ボルト締付け箇所が点在している場合とし、高等学校屋内体育館、工場、倉庫並びに格納庫等の門形あるいは山形ラーメン等に適用する。

D. 軽量鉄骨（母屋・胴縁の類）加工・取付

軽量鉄骨の母屋及び胴縁又は大引受等で工場加工が容易な部材については、軽量形鋼類として集計し、設計数量により計上する。なお、加工は現場における切断、穴明け、ボルト締付けを含む。

E. アンカーボルトの埋込み

アンカーボルトの埋込みは、径及び長さごとの本数とし、材料費も含めて一式で計上する。

⑤ 超音波探傷試験

標準仕様書、特記仕様書により指定された溶接試験を必要とする場合、一式で計上する。

9. 既製コンクリート

本規定は、補強コンクリートブロック積み、防水立上り保護層ブロック積みに適用する。

(1) 空洞コンクリートブロックは種別、規格、寸法及び仕上別に区分し算出する。

(2) 空洞コンクリートブロックの単価は、目地用モルタルや鉄筋等は歩掛りに含まれているが、化粧積みの場合は、片面化粧又は両面化粧による区分とし、別途加算する。

10. 防 水

本規定は防水及びシーリングについて適用する。単価は市場単価によるが、合成高分子ルーフィング及び塗膜防水等については、物価資料の掲載価格又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価を決定する。

(1) アスファルト防水

- ① 防水は、種別、工法及び平面部分と立上り、立下り部分に区分して算出する。
- ② 防水層等の数量は、原則として躯体又は準躯体の設計寸法による面積とする。
- ③ 伸縮調整目地は、設計図書に図示された延長長さ(m)とし、成形伸縮目地材の品質ごとに区分する。
- ④ アスファルト防水市場単価には下記のものが含まれている。
 - A. 屋根保護防水密着工法及び絶縁工法の平面に用いる絶縁用シート。
 - B. 断熱工法は断熱材(標準厚50mm(札幌))。
 - C. 防水層の立上り、立下り面に用いるゴムアスファルト系シール材。
- ⑤ アスファルト防水材には下記のものが含まれていないので別途計上する。
 - A. 防水下地コンクリート面の防水入隅処理(モルタル)
 - B. 成形伸縮目地、成形緩衝材及び成形キャント材
 - C. ALCパネル、PC版等の継目処理

(2) シーリング

- ① シーリングは、サッシ、タイル等施工箇所ごとに材料種別、シーリング幅による延長長さ(m)を計上する。なお、被着体の組合せに留意すること。
- ② 建具等の開口部のシーリングについて計測するときは、設計図書の長さ、内法寸法に基づく周長を数量とする。
ただし、建具と水切間のシーリングは、原則として計測の対象としない。
- ③ 伸縮目地については設計図書の長さで計測・計算する。
- ④ シーリング市場単価には、下記のものが含まれている。
 - A. 補助材(バックアップ材及びボンドブレイカー等)

(3) その他の防水

- ① シート防水及び塗布防水層の数量は、平面及び立上り、立下り面が同一仕様のため区分しない。

11. 石

本規定は、床、壁等の仕上材としての天然石及びテラゾを使用する石工事に適用する。

(1) 数量

- ① 石材による主仕上の計測・計算に当たっては、その主仕上の表面の寸法を設計寸法とする面積から、建具類等開口部の内法寸法による面積を差し引いた面積とする。ただし、開口部の面積が1か所当たり0.1㎡以下のときは、その主仕上の欠除は原則としてないものとする。
- ② 石材による幅木、笠木、水切、膳板、額縁、開口部抱き壁等の出隅小口磨き、ボーダー等の数量は、原則として高さ、幅又は糸幅ごとの延べ長さ又は箇所数による。

(2) 単価

見積りにより単価を求める場合には、単価を①工場製作費(石材費、工場加工費)、②取付け、運搬費に区分する。また、取付け費(雑材料を含む)については、歩掛りを考慮して行う。

なお、見積りには、アンカー金物は取付けに含まれているのが一般的であるが、アンカー受の縦筋、横筋及び張り付け用の砂、セメントは含まれない場合が多いので、見積りの単価を採用するときには注意する必要がある。

12. タイル

本規定は、手張り工法について適用する。

(1) 一般事項

- ① タイル材は、生産、用途、きじの質、うわぐすり、肌あい、寸法及び形状別に区分して計上する。

- ② タイル張り下地の均しモルタルは、「左官」の下地モルタルとして取扱う。
- ③ 伸縮調整目地は、「防水」のシーリングとして取扱う。
- ④ PC版にタイルを先付けする場合の科目別は、タイルはタイル工事に、張り手間はPC版に計上する。

(2) 数量

数量は設計数量（張付け面積）とし、平物タイルはm²、役物タイルはmで算出する。

(3) 単価

タイル張りの単価には、施工手間（洗い手間共）が含まれている。なお、下地モルタルは、別途計上すること。

13. 木 工

本規定は、鉄筋コンクリート造、組積造などの内部木工の類に適用し、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」に規定する以外の高価な材料及びこれに伴う工法並びに枠組壁工法等、特殊な建築物の木工の場合は、専門工事業者から見積書の徴収等により価格を決定する。

(1) 数量

- ① 木材の数量は、仕様に応じ、材種、等級、寸法別に材積（m³）を所要数量で計上する。
- ② 木材による間仕切下地は、原則として面積を数量とし、開口部の枠、額縁等の数量は、内法寸法による箇所数又は内法寸法に基づく周長を数量とする。
- ③ 木材について、材料としての所要数量を求める必要があるときは、表13-1による体積に乗率を乗じて算出する。なお、間仕切下地及び骨組下地・地板板類については、適切な統計値によることができる。
- ④ 断面寸法で設計図面記入数値は、通常換立正寸とする。

表13-1

部位	端数処理		体積の計算方法	乗率
	断面の辺の長さの計測	小数点以下第4位		
間仕切下地	小数点以下第3位まで	小数点以下第4位	設計図書の断面積×設計寸法による長さをmに切り上げた長さ ^{※2}	1.05
骨組下地・下地板類			ひき立て寸法 ^{※1} による設計図書の断面積×(内法寸法による長さ×1.1)	
開口部の枠、額縁等			ひき立て寸法 ^{※1} による断面積×長さ	
幅木、廻縁、ボーダー等				

※1 ひき立て寸法が表示されていないときは、設計図書（仕上がり寸法）の断面を囲む最小の長方形の辺の長さに削り代として、片面削りの場合は0.003mを、両面削りの場合は0.005mを加えた寸法をひき立て寸法とする。

※2 長さの短いものなどについては、切り使いを考慮するものとする。（例えば、0.3mのものが3本ある場合は1.0mものを1本として計測する。）

(2) 単価

- ① 施工費は、各部位ごとに設計数量を算出する。
- ② 単価表に記載してある板材とは、「厚さ3cm未満で中は厚さの3倍以上のもの」とし、該当しないものは平割材となるため、角材単価を適用する。
- ③ 部位別施工費は、木材の価格は含まず、釘、補強金物を含む単価とする。
- ④ 押入の価格は、歩掛りの構成から、内部の床組及び棚部分を対象とし、壁の胴縁及び仕上材、敷居、鴨居は、別途算出して

計上する。

- ⑤ 窓枠及び出入口枠単価は、代表的な寸法による歩掛りとしているが、一位代価等を作成する場合、枠材の周囲長さに比例するものとする。

14. 屋根板金

本規定は、一般的な金属板葺屋根に適用する。

(1) 数量

- ① 屋根材の計測に当たっては、軒先等までの設計寸法による面積から、天窗等の内法寸法による開口部の面積を差し引いた葺上げ面積を数量とする。ただし、開口部の面積が1か所当たり 0.5 m²以下のときには、その主仕上の欠除はないものとする。
- ② 数量は、m²、m、箇所計上する。

(2) 単価

- ① 仕様、形状、工法等により区分する。
- ② 棟包、破風軒先包、水切り、雨押え等は、種別、規格、形状（見付、見込巾）別に区分する。
- ③ ルーフドレン単価は、取付手間を含む。

15. 金属

本規定において適用する製品は、金属製品が中心となるが、他の資材と複合されたものなども含む。

(1) 数量

- ① 金属の数量は、通常、m²、m、箇所計上する。
- ② インサート算出基準は、m²当たり 1.5 個とする。（計算の結果、小数点1位は切上げし、整数とする。）
最上階（庇を含む）については断熱インサートとする。

(2) 単価

マンホールふた、ますふた、溝ふた、床点検口、天井点検口単価は、取付手間を含む。

(3) 市場単価

① 単価の適用範囲

軽量鉄骨下地、開口補強等に適用する。

② 適用に当たっての留意事項

- A 軽量鉄骨天井開口部補強には、天井ボード切込み費が含まれているため、電気・機械設備工事を別途発注とする場合は、天井ボード切込み費を控除すること。
- B.天井のふと高さは、内部1.5m未満、外部1.0m未満としているため、これを超える場合は、天井下地補強を加算する。
また、屋内の大空間の天井等における耐震性を考慮した補強等は含まない。
- C.屋外の下地における風圧力に対する安全性を考慮した補強等は含まない。

16. 左官

本規定は、コンクリート面直均し仕上げ及びモルタル塗り仕上げ等の通常の左官について適用し、単価は市場単価による。

(1) 市場単価

① 単価の適用範囲

建築構造物等のコンクリート面直均し仕上げ及びモルタル塗り仕上げ等に適用する。

② 単価の適用範囲外

- A. コテを用いない特別な工法や調合及び特殊な混和剤や骨材を使用する場合

B. 複雑な形状やコテ模様を意匠的に用いる仕上げ等

C. 改修工事における少量の補修等

③ 適用に当たっての留意事項

A. 幅木モルタル塗り及び役物モルタル塗りには下地処置の費用が含まれている。

B. 一般的な混和剤、目地棒、定規等の補助材を含む。

C. 柱型モルタル塗り及びはり型モルタル塗りには、出隅等のコーナー成形処理費も含む。

D. 場内小運搬（水平小運搬）を含む。

(2) 数量

① 左官材による笠木、水切、幅木、ポーター、くつずり等の数量は、原則として設計寸法による高さ、幅又は糸幅ごとの延べ長さによる。

② タイル下地モルタル面積の算出は下記による。

$$\text{下地モルタル面積} = \text{一般タイル面積} + \text{役物タイル面積}$$

$$\text{役物タイル面積} = \text{役物タイル延m} \times \text{タイル糸幅}$$

③ 仕上げ別、工法、塗厚、塗下地別に区分する。

④ 内訳書寸法欄には、特記仕様書記載による塗厚を記入する。

⑤ 色セメント吹付、仕上塗材は、この項に記載する。

17. 木製建具

本規定は、通常の木製建具に適用する。また、木製建具の枠は、原則として「13. 木工」に含める。なお、ガラス及び塗装は「19. ガラス」、「20. 塗装」による。

(1) 数量

① 内訳書には、種別、内法寸法、見込厚を記入する。

② 単価表に記載のない建具は面積比率により算出する。

③ 建具金物は、各建具ごとに計上する。

(2) 単価

① 単価表記載の単価によりがたい場合は、物価資料の掲載価格又は専門工事業者の見積価格等による。

② 取付費には、建具金物の取付けと吊込み、障子、襖紙の張り手間、建具調整、養生、整理清掃費を含む。

18. 金属製建具

本規定は、アルミニウム合金製及び鋼製のドアとサッシに適用する。

(1) 数量

内訳書には、種別、内法寸法、枠巾寸法を記入する。

(2) 単価

① 鋼製建具には、既製品もあるが、ほとんどが注文品又は標準型（寸法及び金物を標準化したもの）であり、価格の採用については、物価資料の掲載価格又は専門工事業者の見積価格等による。

19. ガラス

本規定は、建具に取り付ける板ガラスに適用する。

(1) 数量

- ① 全面がガラスである建具類のガラスの数量は、材質、規格等ごとに、原則として建具類の内法寸法による面積とする。ただし、かまち、方立、棧などの見付幅が0.1mを超えるものがあるときは、その面積を差し引いた面積とする。
- ② 切断ロス（定寸のみ）及び施工中の破損についての歩掛上の割増率は、定寸の場合は18%、特寸の場合は、3%とする。なお、複層ガラス及び倍強度ガラスについては割増しを行わない。
- ③ 内訳書には、種別、厚さ別、仕様別に記入する。

(2) 市場単価

① 単価の適用範囲

各種ガラス、ガラス止めに適用する。

② 適用にあたっての留意事項

A. ガラスの現場内小運搬及び養生は労務歩掛りに含まれているが、ガラスとめ材の取付けやガラス清掃については、別途計上する。

B. ガラス寸法の規格は定寸、特寸があり、それぞれの寸法は表19-1、表19-2 のとおりである。

表19-1 定寸

厚(mm)	面積(m ²)	寸法(幅×長mm)	厚(mm)	面積(m ²)	寸法(幅×長mm)
2	0.74	1,219 × 610	5	2.22	1,829 × 1,219
3	2.04	1,676 × 1,219	6	4.44	2,438 × 1,829
4	2.22	1,829 × 1,219			

表19-2 特寸 <最大受注寸法>

記号	寸法(mm)	記号	寸法(mm)
FL 5	3,658 × 2,438	FL 15	4,572 × 2,438
FL 6	4,572 × 2,921	-	-
FL 8・10	7,620 × 2,921	FW 6.8	2,438 × 1,829
FL 12・15・19	10,160 × 2,921	PW 6.8	3,048 × 2,438
F 6	2,438 × 1,829	PW 10	4,572 × 2,438
FL 5	3,658 × 2,438	GB PW	2,438 × 1,829
FL 6・8	4,572 × 2,921	FL 6	2,438 × 1,829
FL 10・12	6,096 × 2,921	FL 8・10・12	7,620 × 2,438

ガラスの記号

FL：フロート板 F：型板 P：磨板 SG：スリ板 PW：網入磨板 FW：網入型板

H.G.B：熱線吸収板の色(H：ブルー G：グレー B：ブロンズ) H.G.B PW：熱線吸収磨板 A：空気層

20. 塗装

本節は、塗装について適用する。

塗装は、塗装自身の特性が多岐にわたることはもとより、仕様書などに塗装工程や付着量を指定することも多く、その仕様は種々ある。

なお、塗料材の選定にあたっては、シックハウス対策としての規制に留意すること。

(1) 数量

- ① 塗装数量は、設計数量とし、主仕上の面積とする。ただし、細幅物は、主仕上の長さとする。なお、細幅物は、幅木、額縁などで糸幅300mm程度以下のものをいう。
- ② 表面に凹凸がある場合等複雑な主仕上又は役物類等の塗装・吹付材による表面処理について計測・計算するときは、主仕

上の表面の糸幅による面積又は糸幅ごとの延べ長さを数量とする。

③ 建具類又は鉄骨等の塗装材による表面処理について計測・計算するときは、適切な統計値によることができる。

(2) 市場単価

① 単価の適用範囲

錆止め塗り、素地ごしらえ、各種塗装塗り

② 適用にあたっての留意事項

A. 仕様は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」の仕様（作業工程、塗り回数、塗料種別など）に準ずる。

B. 下地が鉄鋼面又は亜鉛メッキ面の塗装は、素地ごしらえ及び錆止め塗料塗り（下塗り）単価は、加工工場又は金属建具単価等に含まれるため、主塗料塗り単価とする。

C. 下地が木部、コンクリート、モルタル、ALCパネル面、押出成形セメント板、石膏ボード、無石綿セメント珪酸カルシウム板、その他のボード面などの塗装単価は下記のとおりとする。

素地ごしらえ単価＋主塗料塗り単価

D. 塗装の記号は、次による。

- ・SOP：合成樹脂調合ペイント塗り
- ・CL：クリヤラッカー塗り
- ・NAD：アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り
- ・DP：耐候性塗料塗り
- ・EP-G：つや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗り
- ・EP：合成樹脂エマルジョンペイント塗り
- ・EP-T：合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り
- ・UC：ウレタン樹脂ワニス塗り
- ・OS：オイルステイン塗り
- ・WP：木材保護塗料塗り
- ・マステック塗材塗り
- ・WUP：水性反応硬化形ウレタン樹脂塗装
- ・WUC：水性反応硬化形ウレタン樹脂ワニス塗装
- ・WSV：水性ステイン塗装

21. 内外装

本規定は、通常の内外装について適用する。なお、特殊な材料、特殊な工法については、専門メーカー又は専門工事業者の見積り及び物価資料掲載価格等を参考にして適宜決定する。内装単価は、市場単価による。

なお、内装材等の選定にあたっては、シックハウス対策としての規制に留意すること。

(1) 数量

- ① ボード張り等の底目地、継目処理工法による目地等は、ボード張り等の構成部材とみなし、原則として計測の対象としない。
- ② 完成時の清掃および樹脂ワックス掛けは、直接仮設の整理清掃後片付けに含む。
- ③ 天井せっこうボード張り等の歩掛りは、照明器具を直付けとした場合で設定しているため、照明器具が天井に埋め込まれる場合は、金属工事の「軽量鉄骨天井開口部補強」において、「ボード切込み共」の単価を計上する。
- ④ 壁紙張りは、壁紙素地ごしらえを加算する。

壁紙1㎡の所要数量1.05㎡は、無柄及び小柄の場合であり、5cm以上の柄の場合には、柄の大きさに伴った材料数量の割増しを考慮する。

- ⑤ 断熱材は床、壁、天井に区分し、敷込み、打込み、後張、厚さの種別ごとに区分し算出する。断熱材の設計寸法は、躯体又は準躯体の設計寸法又は図示の寸法とする。
- ⑥ 内訳書の記載においては、材料の種類、厚さ、工法及び仕上部位等の区分を明確に表示する。
- ⑦ ビニール床シート、カーペット等の数量は、設計寸法による面積とする。なお、畳については枚数とする。

(2) 市場単価

① 単価の適用範囲

床ビニルタイル、ビニルシート、タイルカーペット張り、壁、天井のせっこうボード張り、けい酸カルシウム板張り、天井のロックウール吸音板張りに適用する。

② 適用にあたっての留意事項

継目処理は、別途計上する。

22. 仕上ユニット

本節は、工場で作成されたユニット製品及び、工場製品を現場において組立て、表面処理を行うものについて適用する。

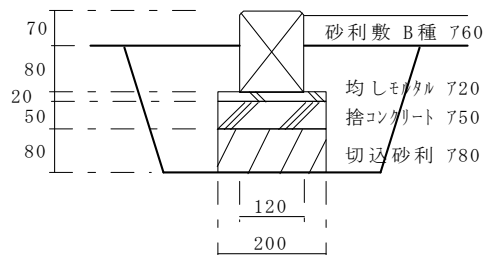
(1) 製品価格

仕上ユニットは、一般的に設置される汎用品と工事ごとに製作されるユニットに区別でき、前者は物価資料又は製造所の価格に、後者は専門工事業者の見積価格等により決定する。

(2) 数量

- ① 仕上げユニットの項目数量は、仕様、形状を摘要欄に明記し、箇所、台等で表示する。
- ② 名称、品種及び規格、寸法ごとに個、箇所、本、m、㎡等に区分して計上する。

(3) 軒下砂利用縁石標準作工図



23. とりこわし

本規定は、圧砕機又は一部圧砕機と大型ブレーカ併用による建物のとりこわしに適用する。

(1) 共通事項

- ① 一定規模以上の建築物のとりこわし(解体)工事等に伴い廃棄される、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材は、再資源化が義務付けられているため、分別解体を基本とする。
- ② 内外装材(下地を含む)、建具、仕上げユニット、設備機器(電気設備、機械設備)等は、躯体とりこわし(解体)に先行して、人力による分別解体を基本とする。
- ③ アスベスト含有建材がある場合は、関係法令に基づき適切に分別解体を行う。

(2) 一般事項

① 仮設計画

仮設計画は、敷地の状況、施工性、経済性等を検討のうえ、必要となる安全の確保及び災害防止に考慮する。

A. 内装材等のとりこわし用として、階高に応じた内部足場を考慮する。

B. 外部足場は、原則として枠組足場又は単管一本足場とし、防音養生及び飛散防止のためシート等を建物周囲等に設置する。

C. 防音養生は、防音パネル又は防音シート程度とし、存置期間は外部足場に準じる。

② 躯体とりこわし

A. コンクリートのとりこわしは、地上部分、地下部分及び基礎部分に区分する。

地下部分及び基礎部分のとりこわしのための根切りは、とりこわし歩掛りに含まれている。

ただし、とりこわし後の整地費用は、別途計上する。

B. 地上部分のとりこわしについては、とりこわし機械を地盤面に設置する場合を標準とし、建物高さが25mを超える場合は、屋上にとりこわし機械を設置するものとする。

C. 地上、地下及び基礎部分のコンクリート類とりこわしのベースマシーンは、バックホウ(0.8m³)を標準とする。

ただし、建物高さが25mを超える場合又は敷地に余裕のない場合は、バックホウ(0.45m³)とする。なお、この場合は吊り上げ用トラッククレーンを別途考慮する。

D. 基礎部分のとりこわしは、コンクリート圧砕機及び大型ブレーカ併用により施工する部分とコンクリート圧砕機のみで施工する部分の、施工数量の比率がそれぞれ50%を標準とする。

なお、この比率が大きく異なる場合は各々の施工数量の比率で補正すること。

併用施工の使用区分は、主に基礎部の大断面部分、耐圧版等を対象とし、コンクリート圧砕機のみは、基礎梁、小断面の基礎及び地中梁等を対象としている。

E. 鉄筋切断費は、コンクリート1m³当たりの切断費で、鉄筋コンクリートとりこわし費用に加算する。

③ 内外装材

A. ビニール床タイルなどの内装材及び断熱材とりこわしは、人力による先行撤去を標準とし、コンクリート類とは分別解体とする。歩掛りには、集積は含まれているが、積込みは別途計上する。

B. タイル、モルタル等の内外装仕上げ材は、通常、躯体と同時に解体されるため、これらのとりこわしは躯体解体に含まれる。ただし、発生材の運搬費、処分費は別途計上すること。

④ 運搬費

A. とりこわし材の運搬は、ダンプトラック10t車を標準とする。とりこわし発生材運搬単価におけるD I D地区は、3. 土工(9)に準じる。

B. とりこわし機械の運搬は、とりこわし用2台、集積積込み用1台の合計3台を基本とし、往復1回を標準とする。
(木造のとりこわしの場合は、とりこわし・集積積込み兼用1台を標準とする。)

(3) 数量及び費用区分

① とりこわし数量は、原則として積上げにより積算する。ただし、積上げによる積算が困難な場合や積算に必要な図面等が存在しない場合は「概数」等によることができる。

② 鉄骨鉄筋コンクリート造(柱、大梁等)のとりこわしのコンクリート数量は、価格のなかで考慮しているので鉄骨数量を差引く必要はない。ただし、集積積込み及び処分に対しての数量は、鉄骨数量の控除として、躯体断面の95%とする。

③ コンクリートとりこわし数量は各部分別にm³単位で内訳書に計上する。

④ 内装材とりこわしは面積で算出し、積込み数量はm³で計上する。

⑤ 建具類及び設備機器は箇所数で算出し計上する。

⑥ コンクリート類集積積込み、内装材集積積込み及び発生材処分は、とりこわし数量と同一数量とする
(鉄骨鉄筋コンクリート造のコンクリートは①による。)

⑦ 集積積込み及び発生材処分(運搬費及び処分料)費については、原則「概数」とする。

(4) 発生材の処分

① 発生材を場外搬出する場合は、設計事前調査時において各市町村担当課及び産業廃棄物処理業者、再資源化施設と打合せのうえ、捨場所、処理方法、捨場所までの運搬距離を調査する。

捨場料金は、地方単価(地方単価がない場合は見積り等)による料金と運搬費を勘案した比較表を作成して決定する。

② とりこわし工事により生じた発生材のうち、有価物として価値のあるものは、公有財産管理者が物品へ編入することから、施設管理者に引き渡すことを原則とし、場内集積まで計上する。

ただし、やむを得ない場合は、当該有価物の売却代金を工事費から控除し、工事受注者に処分させることができる。「とりこわし工事等に伴う発生材（有価物）の取扱い」による。（H17.1.28、H20.3.19 決定）

③ 建設副産物のうち、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルトコンクリートは、原則、工事現場からの搬出距離に関わらず再資源化を図る。（建設工事に係る資材の再資源化に関する法律）

④ 建設廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により適正に処理する。

24. 運搬費

(1) 仮設資材、建設発生土、鉄骨、とりこわし発生材、重機械は、運搬費を計上する。その他、一般資材は現場着価格とする。（現場内運搬は複合単価に含まれる。）

(2) 運搬距離は、対象施設等から建設地までの距離を基準とする。

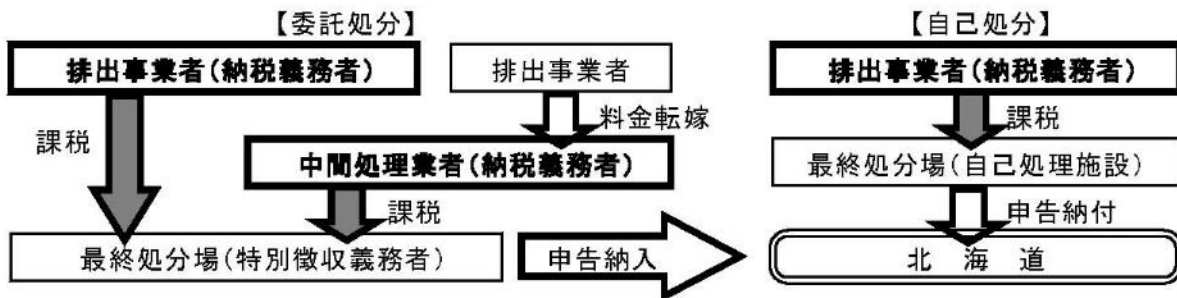
(3) 車種の選択は、各工事の基準による。

(4) 標準単価表にない運搬距離については、必要に応じて単価を補正する。

(5) フェリー代（離島工事の場合）の加算は、重機械、杭、鉄骨を原則とする。

25. 循環税相当額

産業廃棄物を道内の最終処分場に搬入する場合は、北海道循環資源利用促進税（以下、「循環税」という。）が排出事業者又は中間処理業者に課税されるため、発注者は、循環税相当額を計上すること。



(1) 循環税相当額の計上方法

- ① 循環税相当額は、直接工事費に計上すること。
- ② 循環は税相当額は、共通費の対象としない。
- ③ 循環税相当額は、消費税の対象とする。

(2) 循環税相当額の算定方法

- ① 最終処分場に搬入する場合は、産業廃棄物の重量に税率を乗じて算定する。

$$\text{循環税相当額 (円)} = \text{重量 (t)} \times \text{税率 (円/t)}$$

- ② 中間処理施設に搬入する場合は、産業廃棄物の重量に処理料金（循環税相当額を含む）を乗じて算定する。

$$\text{処理料金 (円)} = \text{重量 (t)} \times \text{処理料金 (円/t)}$$

※トラックスケールがない、中間処理施設が産業廃棄物を受け入れ、全量がリサイクルされた場合など取扱いが異なる場合があるので、留意すること。

(3) 税率

税率は、産業廃棄物の重量 1 t 当たりの金額とし、北海道循環資源利用促進税条例による。

(4) 数量

産業廃棄物の数量（重量）は原則「概数」とする。

数量の単位は原則として「t」とし、端数処理は「1. 一般事項」の定めによる。

第2章 電気設備工事

1. 一般事項

1) 本章は、北海道建設部が所掌する電気設備工事の予定価格のもととなる工事内訳書に計上する単価、数量の作成及び積算に適用する。

この章に定めのないものについては、以下の基準等による。

- ・「公共建築工事標準単価積算基準」
- ・「公共建築数量積算基準」
- ・「公共建築設備数量積算基準」
- ・「公共建築工事積算基準等資料」

2) 本章において数量とは、原則として設計数量をいう。

ただし、計画数量又は所要数量を必要とする場合は本要領に示す方法に基づいて計算する。

- (1) 設計数量：設計寸法又は図示の寸法に基づく計算数量及び設計図書に表示された台数、個数、組数等をいう。
- (2) 所要数量：市場寸法による切り無駄、施工上のやむを得ない損耗及び配管配線の迂回、弛み、つなぎしろなどを含む予測数量をいう。
- (3) 計画数量：施工計画に基づく数量をいう。

3) 単価、数量の端数処理等は、原則として次による。

(1) 単 価

「北海道建設部営繕工事設計単価策定要領」による。

(2) 数 量

端数処理は、四捨五入とする。

原則として、設計内訳書に記載する数量は、小数点以下第1位とする。

ただし、100 以上の場合は整数とする。

なお、少数点以下第2位を四捨五入して数量が0となる場合は、小数点以下第2位までとすることができる。

(3) 単 位

計測寸法の単位はmとし、小数点以下第2位とする。また、計算過程においても小数点以下第2位とすることができる。なお、設計図書から得られる電子データの小数点以下第2位以下の数値については、その数値を活用し、端数処理を行わなくてよい。

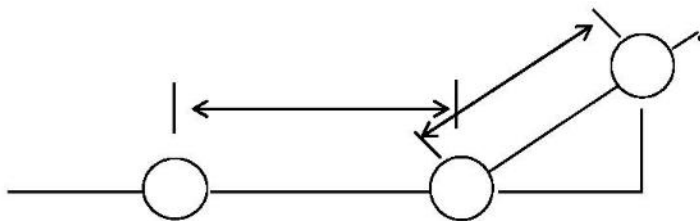
長さ、面積、体積及び質量の単位はそれぞれ、m、m²、m³、kg及びtとする。

ただし、少量の場合には、単位を変更することができる。

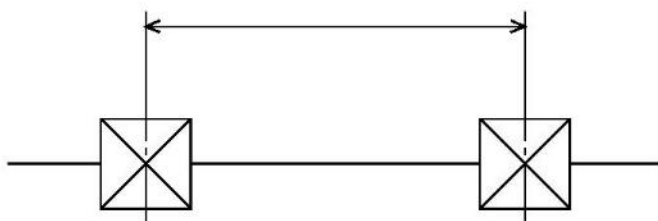
4) 設計図面上の寸法（長さ）の測り方

配管配線の平面図上における端末の起点の位置は次を基準とする。

(1) 位置ボックス相互間は、各位置ボックスの中心とする。

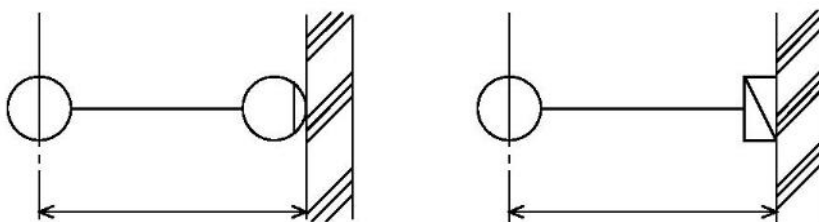


(2) プルボックス相互間は、各プルボックスの中心とする。

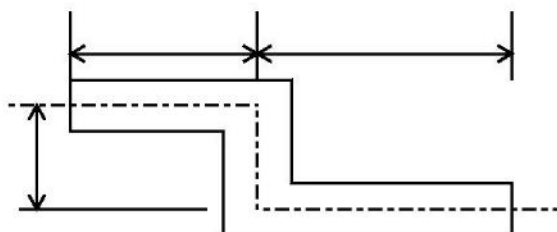


(3) 分電盤・制御盤・端子盤類の起点は、図上の中心の壁面とする。

(4) 壁面に取り付く位置ボックスは壁面に接する中心とする。



(5) ケーブルラック、床ピットダクト内の配線は、中心線上における長さとする。



5) 試験調整費

試験調整費は原則として受変電設備、自家発電設備、火災報知設備について計上する。ただし、特殊設備についてはこの限りではない。

6) 撤去費

撤去費の歩掛りは下記による。ただし、撤去して再使用しない場合には、撤去工事を別途計上し、財産取扱いに不都合のないように留意する。

(1) 撤去工事等の歩掛

- ① 再使用するための撤去又は発生材として返納する場合は、別表による。
- ② 再使用品の取付けは、別表による。

細目	名称	単位	労務歩掛りに対する乗率	
			再使用	再使用しない

撤去工事費	電線、ケーブル	m	0.4	0.2
	電線管	〃	※(1)0.4	※(1)0.2
	照明器具	〃	0.4	0.3
	配線器具	個	0.4	0.3
	分電盤、端子盤	面	0.4	0.2
	通信用器具	個	0.4	0.3
	電柱	本	0.6	0.3
	架線	m	0.4	0.2
	地中ケーブル	m	0.6	0.3
	コンクリートトラフ	m		
	変電機器	基	0.5	0.3

- 注 1. 新設歩掛りに本表の率を乗じた値とする。
2. 材料の整理運搬に要した普通作業員は、別途計上する。
3. ※(1)コンクリート埋設のものは、除く。
4. 現場の状況、分解手間によっては、本表の乗率を増減できる。

7) 運 搬 費

- (1) 一般的な材料については現場着価格とし現場内運搬は複合単価に含まれる。
- (2) 上記以上の場合については実情に応じて計上する。
- (3) フェリー代は別途計上する。(運搬延台数) × (往復単価)

8) 搬 入 費

- (1) 適用範囲：トラッククレーン等を使用して、機器を現場敷地内の置場から、設置場所まで運び入れ又は基礎上に仮据付けを行う費用とし単独の機器の重量が 100 kg以上の受変電、自家発電機器とする。

9) とりこわし

第1章建築工事2.3.とりこわしの項に準じる。

- (1) 事前措置、分別解体については建築物解体工事共通仕様書（平成24年度版）による。
- (2) 有価物の扱いについては「とりこわし工事等に伴う発生材（有価物）の取り扱い」による。

2. 直接仮設

直接仮設は改修工事又は合併工事等で直接仮設工事が必要な場合に計上する。
積算基準は建築工事に準ずる。

3. 直接工事費

- 1) 工事内訳書は「公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（1）電気設備工事内訳書標準書式」による。

4. 各工事種目における留意事項

- 1) 電灯設備

(1) 電灯幹線

配管配線の算定基準は次による

① 引上げ、立上がり寸法

- A. 自立型盤類は床上1mとする。
- B. 壁掛け型は床上1.5mとする。
- C. 各階別の立上がり寸法は、中間階プルボックスの有無に変わらず、階高寸法とし、両端末の階は所要長さとする。

② 数量計算書の区分

- A. 幹線系統、分電盤別に区分する。
- B. 階別における数量は計算過程において検討できるよう明示すること。

(2) 電灯分岐・コンセント分岐

分電盤以降の負荷側は、次の算定要領による。

① 配管配線の立ち上り、引き下げ寸法

- A. 分電盤より電灯の第1位置ボックスに至る立ち上り寸法は、分電盤の取付け位置が分電盤の上端で1.9mまでは、
立ち上り寸法=階高(3.5m) - 1.5m(盤センター) = 2.0mとする。
- B. タンブラスイッチの引き下げ寸法
= 階高(3.5m) - 1.15m = 2.35mとする。
- C. ブラケット類の引き下げ寸法 = (3.5m) - 2.5m = 1.0mとする。
- D. コンセントの立ち上り寸法取付位置が床仕上げ面0.5mの場合スラブ厚(150mm)を考慮して0.6mとする。
- E. コンセント取付け位置が床仕上げ面1.0mに対する引き下げ寸法は階高(3.5m) - 1.0m = 2.0mとする。
- F. 配管施工が床埋め込みから立ち上がる場合の寸法は、取付器具の位置が床上1.0m以上の場合はスラブ厚は加算する必要はない。

② 数量計算書の区分

- A. 分電盤負荷は回路番号、符号別に区分する。
- B. 回路別には配管・配線・ボックス・器具・その他を含む。
- C. 配管・配線の数量は図面上の平面部分と立ち上げ、引き下げ部分とに区分する。
- D. 同一階に分電盤が2面以上ある場合は分電盤毎に区分する。
- E. 工事材料、機器類は、すべて各階別に区分した集計表を作成する。

③ ボックス類

位置ボックス、ジャンクションボックスは配管状況による使用区別に従い計上することを原則とする。

(3) 配線器具

- ① タンブラスイッチは、その取付位置において組み合わされた複合数(配線・プレート共)を単位として区分計上する。
- ② コンセントは、容量、極数、形状別に複合数(配線・プレート共)を単位として区分別計上する。

(4) 照明器具

- ① 照明器具は図面に示された型別に区分計上する。
- ② 数量は回路別とその他の算出方法をもって階別に計上する。

2) 動力設備

(1) 動力幹線

電灯設備に準ずる。

(2) 動力分岐

制御盤以降負荷側は、次の算定要領による。

① 配管配線の立上がり、引下げ寸法

- A. 制御盤より動力負荷に至る立上がり寸法は、配管が床埋込の場合は、負荷側がポンプ調和機類は 0.5m とする。
- B. 負荷の取付け位置が前記以外の場合は、それに適合した立上がり寸法とする。
- C. 露出配管の場合は、施工が壁面、梁巻、天井等によって機器との関係位置から引下げ、立上がり寸法を決定する。

② 数量計算書の区分

- A. 制御盤 1 面毎にその負荷側の回路別に区分する。
- B. 回路別には配管配線ボックスその他を含む。
- C. 配管配線の数量は図面上の平面部分と立上がり、引下げ部分とを区分する。
- D. 同一階に制御盤が 2 面以上ある場合は、制御盤毎に区分する。
- E. 工事用材料、機器類は、すべて各階別に区分した集計表を作成する。

③ 制御盤その他

- A. 制御盤は記号別又は自立型、壁掛型、キュービクルの別、負荷容量 (kw) を記入する。
- B. 手元開閉器の露出取付けの場合は、その裏ボックスの有無を確認し計上する。
- C. 液面制御用電極棒は、極数、材質等を記入する。

3) 電熱設備

(1) 電熱幹線

電灯設備または動力設備に準ずる。

(2) 電熱分岐

電灯設備または動力設備に準ずる。

4) 雷保護設備

配管配線は電灯設備に準ずる。

5) 受変電設備

(1) 高低圧配電盤等は、形式、構造、規格別により区分する。

(2) 監視制御盤、継電器盤類は、形式、規格別等により区分する。

(3) 変圧器は、電気方式、絶縁方式、容量別に区分する。

(4) 開放形の場合は下記による。(既設改修のみ)

- ① 交流遮断器は、種別、規格別により区分する。
- ② 高圧進相コンデンサ等は、規格、容量別により区分する。
- ③ 断路器は、極数、容量、操作方式別により区分する。
- ④ 高圧負荷開閉器、その他機器類は、電気方式、定格、容量別により区分する。
- ⑤ 各機器類に対応する付属品類を計上する。
- ⑥ 接地母線、分岐線は A 種、B 種、D 種、C 種等の接地工事の種類により区分する。
- ⑦ フレームパイプは平面図及び透視図により長さ別に区分し計上する。
- ⑧ 機器取付金物、保護金網等は、配管配線工事の当該事項による。

(5) 電線、ケーブル類、保護材料等は、配管配線工事の当該事項による。

制御用ケーブル等は、前項によるほか、機器相互間の長さを規格別、系統別に計上する。

(6) バスダクトは、構造、規格、容量別に所要長さを計上し、付属品はエルボ、テイ、エンドクローザ等に区分する。

(7) 本受電後の電力基本料金については、設計図書の特記に基づき積み上げ計上すること。

6) 静止形電源設備

(1) 直流電源設備

受変電設備に準ずる。

(2) 交流無停電電源設備

受変電設備に準ずる。

7) 発電設備

(1) 交流発電機、原動機は、形式、構造、性能、容量等により区分する。

(2) 配電盤等は、受変電設備に準ずる。

(3) 燃料槽、減圧水槽等は、材質、容量別に計上する。

(4) その他の機器類は、受変電設備当該事項による。

(5) 燃料油、冷却水、排気用配管等は、系統別、管種別、寸法別に区分する。

(6) その他の工事材料については、受変電設備に準ずる。

8) 構内情報通信網設備

配管配線は電灯設備に準ずる。

9) 構内交換設備

構内交換設備数量の計測、計算は、原則として次による。

(1) 機器類

① 交換機は、形式、構造、容量等により区分する。

② 局線中継台は、形式、構造等により区分する。

③ 本配線盤類は、形式、構造、容量等により区分する。

④ 電源装置は、形式、構造、定格、容量等により区分する。

電話設備数量の計測、計算は原則として次による。

(2) 配管配線

① 幹線配線、分岐配線別に区分する。

② 各階端子盤ごとに区分する。なお、同一階に端子盤が2面以上ある場合は、各端子盤ごとに区分する。

③ 配管の立上がり寸法は「床上+取付高さ」とし、配管の取下げ寸法は、「天井-取付高さ」とする。

④ 引出口から電話機取付位置迄の配線（T I V F等）を加算する。

(3) ボックス類

① 壁付ボックス、フロアボックス別に区分する。

② フロアプレートは、設計図書に従い、水平高低調節カバー付として計上する。

③ ワイヤプロテクタを必要とする場合は、別途計上する。

④ 電線、ケーブル、保護材料等は、配管配線工事の当該事項による。

⑤ 電話機は、形式、色別に区分する。

⑥ その他の機器類については、上記当該事項による。

(4) 端子盤類

端子盤は、記号、形式、構造、容量別並びに階別に区分し集計表を作成する。

(5) その他

その他の機材については、階別に区分し集計表を作成する。

10) 情報表示設備

機器類・配管配線とも構内交換設備に準ずる。

11) 映像音響設備

機器類・配管配線とも構内交換設備に準ずる。

12) 拡声設備

配管配線は電灯設備に準ずる。

13) 誘導支援設備

配管配線は電灯設備に準ずる。

14) テレビ共同受信設備

機器類・配管配線とも構内交換設備に準ずる。

15) 火災報知設備

(1) 自動火災報知

火災報知設備数量の計測、計算は、原則として次による。

① 配管配線

構内交換設備に準ずる。

② プレート

スポット型感知器、煙感知器等を実装する個所には、原則としてプレートは見込まない。

③ 機器類

A. 機器類は、設計図書に示された形式、記号別に区分する。

B. 数量は、階別に区分し集計表を作成する。

④ その他

その他の機材は、階別に区分し、集計表を作成する。

(2) 自動閉鎖

自動閉鎖設備の数量の計測、計算は、原則として自動火災報知に準ずる。

(3) ガス漏れ警報

ガス漏れ警報設備の数量の計測、計算は、原則として自動火災報知に準ずる。

16) 中央監視設備

火災報知設備に準ずる。

17) 防災入退室管理設備

火災報知設備に準ずる。

18) 構内配電線路

(1) 架空配線

① 柱は設置単位ごとに電柱、支柱、支線、柱上変圧器、気中開閉器、装柱材料等を計上する。

A. 電柱、支柱、支線柱は、種別、規格、寸法別に区分する。

B. 装柱材料等は、種別、規格、寸法別に区分する。

C. 支線は、規格、寸法別に区分し個所数を計上する。

② 架空電線、引込線は規格、寸法別に区分し、代価表を作成し一式計上する。

③ 高圧引下線、低圧引下線、通信引下線は、規格、寸法別に区分する。

(2) 地中配線

① 地中ケーブルの保護材料は、種別、規格、寸法別に区分する。

- ②マンホール、ハンドホールは、記号、寸法別に区分する。
- ③暗きょ内に布設するケーブルラック等は、1. 一般事項による。
- ④管路等布設のための根切りは、土工事に準ずるものとし、深さは、設計図書による。

(3) 土工事

(1) 土の処理の計測、計算の通則

- ① 根切り、埋戻し、残土処分などの計測、計算は計画数量とする。
- ② 計測は原則として設計地盤を基準線とする。ただし、現地盤（敷地の平均高さ）が設計地盤と異なる場合は、現地盤を基準線とすることができる。
- ③ 土の掘削による土砂量の増加又は締固めなどによる土砂量の減少はないものとみなす。
- ④ 使用機械等は、「第3章機械設備工事 6. 土工事」を参照のこと。

19) 構内通信線路

構内配電線路に準ずる。

20) テレビ電波障害防除

構内配電線路に準ずる。

第3章 機械設備工事

1. 一般事項

1) 本章は、北海道建設部が所掌する機械設備工事の予定価格のもととなる工事内訳書に計上する単価、数量の作成及び積算に適用する。

この章に定めのないものについては、以下の基準等による。

- ・「公共建築工事標準単価積算基準」
- ・「公共建築数量積算基準」
- ・「公共建築設備数量積算基準」
- ・「公共建築工事積算基準等資料」

2) 本章において数量とは、原則として設計数量をいう。

ただし、計画数量又は所要数量を必要とする場合は本要領に示す方法に基づいて計算する。

- (1) 設計数量：設計寸法又は図示の寸法に基づく計算数量及び設計図書に表示された台数、個数、組数等をいう。
- (2) 所要数量：市場寸法による切り無駄、施工上のやむを得ない損耗を含む予測数量をいう。
- (3) 計画数量：施工計画に基づく数量をいう。

3) 単価、数量の端数処理等は、原則として次による。

(1) 単 価

「北海道建設部営繕工事設計単価策定要領」による。

(2) 数 量

端数処理は、四捨五入とする。

原則として、設計内訳書に記載する数量は、小数点以下第1位とする。

ただし、100 以上の場合は整数とする。

なお、少数点以下第2位を四捨五入して数量が0となる場合は、小数点以下第2位までとすることができる。

(3) 単 位

計測寸法の単位はmとし、小数点以下第2位とする。また、計算過程においても小数点以下第2位とすることができる。なお、設計図書から得られる電子データの小数点以下第2位以下の数値については、その数値を活用し、端数処理を行わなくてよい。

長さ、面積、体積及び質量の単位はそれぞれ、m、m²、m³、kg 及び t とする。

ただし、少量の場合には、単位を変更することができる。

4) 設計図面上の寸法（長さ）の測り方

(1) 配管の区分

内訳書に記載するときは、工事種目別、用途別、管種別、施工場所別及び呼び径別とする。

(2) 計算書で計測計算するときの区分は次による。

① (1)による区分のほか、系統別、保温種別、塗装種別に区分する。

② 配管の保温、塗装、根切り、埋戻しなどの数量は、配管の設計数量を基準とするため、配管数量計算書との対応を計る。

(3) 配管数量の計測・計算法

原則的な計測要領は次による。

① 計測するときは、前記の区分による。

② 設計図の縮尺とスケールの縮尺とが同一であることを確認し、流体の流れの方向に測定して、正確な設計数量を読み取る。

③ 計算用紙に記入するときは、読み取った数量を所定場所に逐一並べて記入し、なるべく暗算をさけ、計測過程がチェックできるようにする。

④ 図面上、計測済みの部分は、配管線上を色鉛筆で着色し、拾い落としや二重拾いを防止する。

⑤ 数量の単位が、計測時の単位と異なる場合は、集計値を換算する。

⑥ 計測が終了後、区分ごとに集計し、必要に応じて各階別、系統別の集計表を作成する。

(4) 配管の継手、接合材、支持金物などは配管の複合価格に含まれているので計測の対象としない。ただし、特殊な継手（防振継手、伸縮管継手）、特殊な支持架台等は、個別に計測し、数量を内訳書に記載するときは一式とする。

2. 直接仮設

直接仮設は改修工事又は合併工事等で直接仮設工事が必要な場合に計上する。積算基準は建築工事に準ずる。

3. 給排水衛生設備の配管

1) 給水管

(1) 土中埋設管の埋設深さは、設計図書による。

(2) 水道本管引込み工事の数量積算は、水道事業者で定められた方式による。

ただし、数量を内訳書に記載するときは一式とする。

(3) 給水の減圧弁装置は、減圧弁の呼び径別に区分し、組数を計上する。なお、この装置には減圧弁の他仕切弁、玉形弁、ストレーナ、安全弁、圧力計、配管等が組単価に含まれるため、これらは数量の計測の対象としない。

2) 排水管

(1) 給水管の1)に準ずるほかは次による。

① 屋外排水管の算出は柵ごとに柵中心線の距離数を計測したものを計上する。

3) 給湯管、消火及びガス管

(1) 前記給水管及び排水管の当該事項に準ずる。

(2) 都市ガス設備の数量積算は、原則としてガス会社に依頼するものとするが、本積算要領により数量の確認を行う。

4. 空気調和設備の配管

1) 水配管

- (1) 機械廻りの水配管については、設計図書に示された配管要領図に基づいて数量を計測する。
- (2) 三方弁装置などの特殊弁装置の配管は、主管を除き複合単価に含むため計測の対象としない。

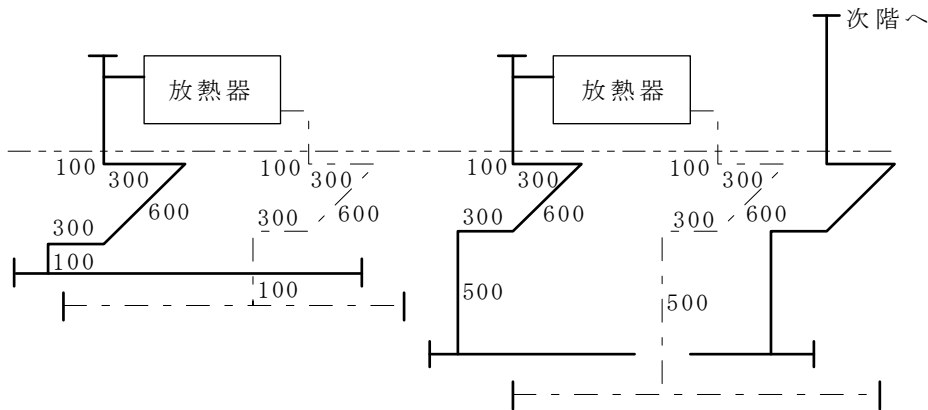
2) 蒸気管、冷温水管

ファンコイルユニット及び放熱器廻りの配管及び立上り立下りなどの分岐配管の数量は、下記に示す配管要領図に基づいて計算する。

3) 放熱器等配管数量標準

(1) 各階天井内配管

(2) ピット内配管



$$100+300+600+300+100$$

$$=1,400$$

$$\approx 1,500\text{mm(往・還共)}$$

$$500+300+600+300+100$$

$$=1,800$$

$$\approx 2,000\text{(往・還共)}$$

(注) 1)立上り管から複数台の分岐接続する場合は、上記により積算するが、1台のときは共通仕様書標準図に基づき積算する。

2)床上は放熱器型式等により異なるので別途加算する。

4) 蒸気及び冷温水管の配管要領

室内露出の蒸気及び冷温水配管については、建築構造の梁の形状及びカーテンボックスの有無とファンコイルユニット又は放熱器の壁面間隔を考慮して数量を計測する。

5) 油配管

水配管の当該事項に準ずる。

5. 衛生器具廻り配管数量標準

1) 給水管

衛生器具に接続する立上り又は立下り給水管の長さは、器具取付高さに基づいて計算する。

器具名称	取付高	備考
小便器(壁掛け、壁掛けストール)	0.53 m	床面より前縁上端までの高さ

洗面器	0.72 m	〃
手洗器	0.76 m	〃
流し	0.82 m	〃
水飲み器	0.76 m	〃
洗浄用ハイタンク（自動）	2.00 m	〃
〃（手動）	1.80 m	床面よりタンク下端までの高さ
洗浄用ロータックスみ付（和風大便器）	0.50 m	〃
〃（洋風大便器）	0.55 m	〃
水洗（流し、床洗い場）	0.30 m	流し床及び洗い場床面吐水口まで
〃（浴槽、手洗い器）	0.15 m	浴槽縁及び前縁上端より吐水口まで

6. 土 工 事

根切りの方法は、一般的には根切り量により、人力施工の場合と機械施工の場合とに区分され、積込みまでの作業を含む。人力及び機械施工の区分は、根切り作業場所、根切り量、地質等の条件を検討のうえ決定し、機械施工の根切りはバックホウを標準とする。また、機械施工におけるバケット容量の選択は作業環境及び掘削土量等を考慮して決定する。

標準機種における一般的なバックホウの最大掘削深さを以下に示す。

バックホウの最大掘削深さ

標準バケット容量 m ³	最大掘削深さ m
0.13	2
0.28	3
0.45	4

次に、埋設配管、柵類、地下埋設物などの根切り、埋戻し、残土処分、砂利地業等の土の処理について定める。

1) 土の処理の計測・計算

- (1) 根切り、埋戻し、残土処分等の計測計算は、計画数量とする。
- (2) 計測は、原則として設計地盤を基準線とする。ただし、現地盤（敷地の平均高さ）が設計地盤と異なる場合は、現地盤を基準線とすることができる。
- (3) 土の掘削による土砂量の増加又は締固め等による土砂量の減少はないものとみなす。

2) 土の掘削、排除の計測・計算

(1) 根切り

公共建築工事積算基準等資料による。

(2) 埋戻し

埋戻し数量は、根切り数量から基準線以下の埋設管又は地下構築物の体積及び山砂、砂利地業、捨てコンクリートの体積を減じた数量とする。

(3) 残土処分

残土処分の数量は、根切り数量から埋戻し数量を減じたものとする。

管類の呼び径が200φ以下については、根切り量すべてを埋戻すものとして、残土は計上しないものとする。

(4) 砂利地業

砂利地業の数量は図示による面積にその厚さを乗じた体積とする。

ただし、基礎部で図示されない場合は、外面に0.1mを加えて計算した面積とする。

(5) 土工機械の運搬費

掘削と埋め戻し及び盛土のように、土工機械が同じ機種であっても施工時期が違う場合、別々に計上する。(地下オイルタンクは、特に留意する)

7. 天蓋フードの積算について

天蓋フードの積算については、天蓋フードの全表面積を計算し、それに天蓋フードm²当たりの単価を乗じて算出する。

8. 保温工事

- 1) 保温工事の数量を内訳書に記載するときは、工事種目又は、科目別に計上する。
- 2) 保温工事の計測・計算の区分は、仕様書の施工区分、施工種別に従って行う。

9. 塗装及び防錆工事

- 1) 塗装及び防錆工事の数量を内訳書に記載するときは、工事種目又は科目別に計上する。
- 2) 塗装及び防錆工事の数量は、設計図書で定められた塗装箇所の塗料の種目及び塗り回数等の区分によって計測・計算を行う。

10. はつり工事

- 1) 新設工事での配管工事のはつりは、配管労務費に対し率で計上するため、通常は計測の対象としない。ただし、改修工事等においては、2) 以下による。
- 2) はつり工事の数量を内訳書に記載するときは、工事種目又は科目別に計上する。
- 3) 施工区分に注意し、設計図又は仕様書に特記ある部分に限り、口径又は断面積、コンクリートの厚さ別に区分する。
- 4) ダイヤモンドカッターではつり工事を行う場合は、壁と床、コンクリートの厚さ、口径別に区分する。

11. スリーブ箱入れ

- 1) 配管スリーブは、配管工事費に対し率で計上するため通常は計測しないが、個別に算出する場合は、施工区分に注意しスリーブ材質別に区分する。
- 2) 数量を内訳書に記載する場合は、工事種目又は科目別に計上する。

12. 撤去工事

- 1) 撤去工事の数量を内訳書に記載するときは次による。
- 2) 撤去後、再使用する機器、配管類、ダクト等は新設工事に準じて設計数量を記入し、備考欄には再使用と記載する。
- 3) 撤去機材の数量計測は、新設工事に準ずる。

13. とりこわし

第1章建築工事23. とりこわしの項に準ずる。

- 1) 事前措置、分別解体については建築物解体工事共通仕様書(平成24年版)による。
- 2) 有価物の扱いについては「とりこわし工事等に伴う発生材(有価物)の取扱い」による。

14. 空気調和設備

1) ボイラ及び付属機器設備

ボイラ、空調用ポンプ類、熱交換器、還水槽、地下オイルタンク、サービスタンク、膨張タンク、ヘッダー、温風暖房機、送風機など機器類の数量は、設計図書に示された機器仕様別又は記号別に区分して計測する。

15. ダクト設備

1) ダクト数量の区分

- (1) 内訳書に記載するときは、建物別、工事種目又は科目別に、矩形ダクト、スパイラルダクト、円形ダクト、ダクト付属品の名称別に分け、材料、板厚又は工法、口径別に区分し、設計数量で示す。
- (2) ダクトの数量計算書は、上記の区分以外に系統別、設置場所別(屋内露出、天井内、ダクトシャフト内、屋外露出等)に区分する。

16. 自動制御設備

自動制御設備の数量積算は、原則として指定製造者に数量計算書と見積りの提出を依頼し、数量計算に誤りがなければこれを採用する。

17. 換気設備

空気調和設備の当該事項に準ずる。

18. 衛生器具設備

1) 衛生器具は、下記のような付属品の種類により区分する。

(1) 大便器 洗浄弁付 (パキュームブレーカーの有無)

タンク付 (ハイタンク、ロータンク、手洗付の有無、防露形)

(2) 小便器 洗浄弁付

タンク付 (洗浄管が露出形、埋込形、管種、防露形)

(3) 洗面器 水栓 (1個、2個)

トラップ (P形、S形)

2) 衛生器具の数量積算は、上記区分に従って、設計図に示された数量を計測する。ただし、衛生陶器の付属品は原則として陶器の複合単価に含むため、計測の対象としない。

19. 機器類

1) ポンプ類、給湯ボイラ、オイルタンク、高置タンク、受水タンク、ガス湯沸器、屋内消火栓箱、厨房器具などの各機器は、工事種目又は科目別に機器仕様 (形式、能力、容量、規格寸法等) 別又は記号 (設計図書) 別に区分して数量を計測する。

2) 弁、水栓類、ボールタップ、弁きょう、量水器、掃除口、排水金物、可撓継手、防振継手などの各器具は形式、規格、呼び径別などに区分して数量を計測する。

20. 専門工事 (諸経費までを見積計上)

イ.自動制御設備

ロ.スプリンクラー設備

ハ.特殊消火設備 (粉末、CO₂ 等)

ニ.特殊ガス設備 (医療、フロン等)

ホ.昇降機設備 (ただし、昇降機設備工事を単独で発注する場合を除く。)

ヘ.厨房設備

ト.特殊機器設備 (産振機器等)

チ.F R P し尿浄化槽工事

リ.都市ガス工事

ヌ.水道直圧工事

ル.下水道生放流工事

ヲ.その他の専門工事

第1 改修工事の概要

1. 改修工事の目的

改修工事は、経年による劣化の現状回復、建物の使用目的の変更に伴う模様替え、機能の改善、環境対策等を目的として行うもので次のような工事がある。

(1) 経年劣化による現状回復工事

屋根防水改修、外壁改修等の外部改修、内部仕上げ改修等。

(2) 使用目的の変更に伴う模様替工事

間仕切り及び仕上げ改修等の内部改修。

(3) 機能の改善工事

- 1) 耐震改修工事による構造体、仕上げ材の改修。
- 2) 身障者対策整備工事によるスロープ新設、玄関自動ドア改修等。

(4) 環境対策工事

吹付けアスベストの除去、グリーン改修等。

2. 改修工事の特殊性

改修工事においては既存部分の構造体や仕上げ材の撤去等における、騒音、振動、塵埃等への対応、作業日、作業時間等の制約が新築工事に比べ著しくなる。また、改修工事特有の施工条件として執務と並行して工事を行う場合が多いため、執務者と作業部分との分離をはかり、安全確保、執務環境の維持等の措置が必要になる。この他に改修場所の点在や、資材の運搬等の制約により作業効率が低下するため、これらの施工条件等を的確に把握し予定価格算出に反映する必要がある。

3. 改修工事のコストに影響する要因

改修工事の作業効率が新営工事に比べて低下する要因として施工条件等により、次のような要因が考えられ、新営工事単価等の補正を考慮する必要がある。

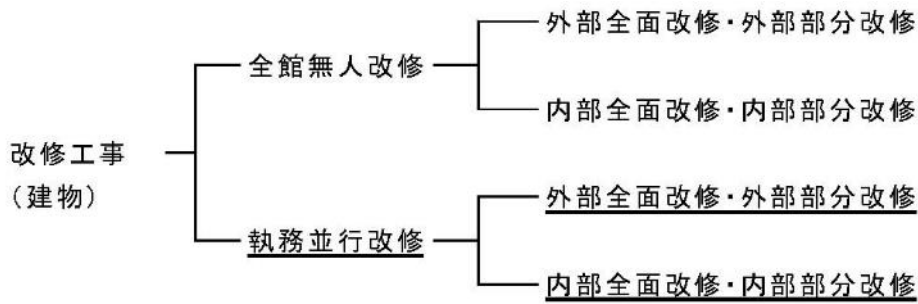
コストに与える要因としては概ね次のような要因が考えられる。

- (1) 執務並行の場合、作業場所の確保や段取り等に待ち時間がかかる。
- (2) 執務並行の場合、作業場所が部分的に区分され移動等により作業能率が落ちる。
- (3) 部分改修部と既存部分との取り合い部における作業に時間がかかる。
- (4) 建物への搬入、搬出口が限定され小運搬が必要。
- (5) スtockヤードからの運搬距離が長い場合、小運搬が必要。
- (6) 改修の規模が小さく1日当たりの標準作業量（標準歩掛り）に満たない場合。
- (7) その他

4. 建物の改修工事の分類

改修工事は、執務状態、部位、方法等により下記のように分類できる。

(1) 執務状態、部位、方法等による分類



下線部分が改修工事として積算上、新営工事単価等の補正を考慮する適用範囲

(2) 執務状態の区分

1) 全館無人改修

改修する建物全館が無人（執務者無し）の状態で行う改修工事。

ただし、学校等において長期休暇期間を利用して行う改修工事は、全館無人改修とすることができる。

2) 執務並行改修

i) 改修する建物を入居者の執務と並行しながら施工する改修工事。（作業場所が無人である場合も含む。）

ii) 1フロア毎に無人状態で施工可能な改修工事の場合も、上下階の施工に影響があるため執務並行と同様の扱いとする。

(3) 全面改修、部分改修の区分

1) 外部全面改修

建物の屋根全体の防水改修、外壁の全面を改修するような場合。

2) 内部全面改修

建物の全館にわたる改修。

3) 外部部分改修

建物の屋根、外壁の小規模な部分的改修が点在するような場合。

4) 内部部分改修

i) 部屋単位の床、壁、天井の個別または複合改修が点在するような場合。

ii) 間仕切りの撤去、新設、又は設備改修による周辺の部分的な改修。

第2 改修工事の積算

1. 改修工事における施工計画の確認・検討

改修工事の積算を行うにあたり、改修内容を的確に積算へ反映させるために、施工条件、作業条件等、設計図書及び特記仕様書による条件明示事項を把握し、施工計画の確認をする必要がある。主なものを下記に示す。

(1) 作業スペースの確保に関する事項

1) 外部、内部改修において、安全、執務空間と作業スペースの隔離等の目的のため仮囲い、仮設間仕切りの設置範囲の確認を行う。

(2) 作業区分域と作業時間の制約に関する事項

1) 執務並行工事の場合の騒音、振動、塵埃等を伴う作業の対策で時間外での作業と執務並行作業との作業区分を把握しておく。

(3) 資機材の搬入搬出路に関する事項

1) 工事用の資機材の搬入搬出路の経路を想定し、経路に対する養生方法及び範囲等の検討を行う。

2) 工事関係者と第三者との通路の区別が必要な場合は、仮囲いや専用の搬入搬出口を検討する。

3) 高所への資機材の搬入等については、外部足場及び荷取り用のステージの設置により、揚重機械（二本構リフト、クレーン等）の検討を行う。

4) 既存のエレベータが工事用として利用できる場合は、エレベータ内の養生を検討する。

(4) スtockヤード等の確保に関する事項

1) 資機材のStockヤード、工事関係者の工事車両の駐車スペース、作業スペースの検討を行う。

(5) 工事の安全、養生等に関する事項

1) 工事関係者、第三者の安全、養生のため法令等に基づく安全対策及び養生対策として落下物に対する防護、防音シート等の設置の検討を行う。

(6) 改修工事のための室内の什器類の養生、移動に関する事項

1) 什器の養生、移動は原則として入居者が行うが、工事に含む場合は、設計図書による。

(7) 発生材の処理に関する事項

1) 発生材の処理において有価物の扱い、撤去材の分別処理方法、運搬距離、処分場等は設計図書による。

2. 改修工事における施工単価

改修工事における施工単価は、全館無人改修の場合は基準単価とし、執務並行改修の場合は、表A-1、表E-1及び表M-1により基準単価または基準補正単価とする。

(1) 基準単価

標準歩掛り等による複合単価並びに市場単価及び市場補正単価。

(2) 基準補正単価

標準歩掛りによる複合単価は労務歩掛りを以下の補正係数により補正する。また、市場単価及び補正市場単価は、表A-1、表E-1及び表M-1による改修補正率により補正する。

補正係数	┌	建築工事：15%増し
		電気設備工事：20%増し
		機械設備工事：20%増し

(3) 見積単価

上記(1)及び(2)によらず、施工条件、数量の多寡を考慮した専門業者等の見積りによる単価。

(4) 物価資料単価

3. 施工数量が僅少及び少量の取扱について

施工数量が僅少及び少量の場合は、原則として次のとおり取扱う。

(1) 僅少

1) 対象～次の i) 又は ii) の工事

i) 内装改修（躯体改修は除く。以下同じ）～各部位の施工数量が、概ね 10 m²以下の建築工事で次①又は②に該当するもの及びこれに付随する電気・機械設備工事

① 床、壁、天井仕上げ（下地材含む）の撤去、復旧又は新設

② 床、壁、天井の塗装の塗替え

例) 壁 5 m²、天井 5 m²の内装仕上げ工事を 1 日で施工する場合

ii) 小規模コンクリート工事～2) ii) に該当する工事

例) オイルタンク基礎工事

2) 積算方法

i) 内装改修～施工条件等により、施工数量が僅少となる場合は、労務費1人工相当分と、必要となる材料費等を加えて一式で計上する。

必要となる材料費等を算出するための単位あたり所要量は、「公共建築工事標準単価積算基準」及び、「公共建築工事積算研究会参考歩掛かり」を参考とする。

例) ビニル床タイル (床 10 m²の場合)

内 装 工	1 人工×24,500 円	=	24,500 円
材料費等	10 m ² ×810 円/m ²	=	8,100 円
そ の 他	(24,500+8,100)×0.19	=	6,194 円
計	24,500+8,100+6,194	=	38,794 円

ii) 小規模コンクリート工事～下表工事は市場単価であり、材工を分離できないことから、それぞれ下表の数量以下の工事の場合は、それぞれの直接工事費に下表職種の労務費1人工分を加算する。

名 称	摘 要	数 量	職 種
コンクリート打設手間	捨てコンクリート	1.5 m ³	特殊作業員
コンクリート打設手間	小型構造物 工作物の基礎等	1.5 m ³	特殊作業員
鉄筋加工組立	小型構造物	1t	普通作業員
鉄筋運搬費		1t	運転手(一般)
型枠	当該工事の施工数量の合計	14 m ²	普通作業員
型枠運搬費		14 m ²	運転手(一般)
床コンクリート直均し仕上げ	金ごて	40 m ²	左官
モルタル塗り	当該工事の施工数量の合計	40 m ²	普通作業員

(2) 少量

1) 対象～内装改修

各部位の施工数量が、概ね 100 m²以下の建築工事で次の①又は②に該当するもの

- ① 床、壁、天井仕上げ (下地材含む) の撤去、復旧又は新設
- ② 床、壁、天井の塗装の塗替え

例) A室 (壁 20 m²、天井 20 m²) 及びB室 (壁 30 m²、天井 30 m²) の改修

2) 積算方法

施工条件等により、施工数量が少量となる場合は、改修割増複合単価又は改修割増市場単価に割増係数を乗じて割増を行うものとする。

なお、割増係数は 1.3 又は 1.5 とする。

- i) 割増係数 1.5～連続作業不可 (距離の離れた施工場所の作業等) の作業所が 5 カ所以上の場合
- ii) 割増係数 1.3 i) 以外の場合

例) 入居者のいる道営住宅の各戸の内装改修

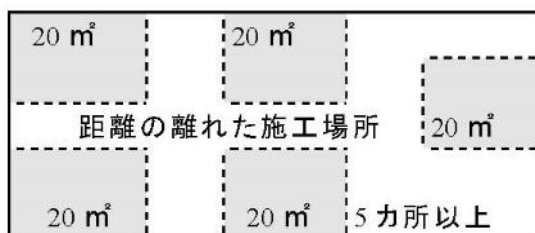
面積が 1 戸当たり 100 m²以下で、各戸の施工日が異なる場合

例) 壁せっこうボード (GB-R)

数量 壁せっこうボード (9.5+12.5) 45.5 m²

単価 1,640 円×1.3 = 2,130 円

価格 45.5 m²×2,130 円 = 96,915 円



(3) 内装改修の留意事項

各部位の施工数量については、床、壁、天井毎の同種工事の合計数量とする。

僅少及び少量の適用は、床、壁、天井毎それぞれの合計で判断するのではなく、作業員の実情に応じた施工条件、作業工程等を十分検討し決定すること。

表 A-1 執務並行改修の場合の単価適用区分（建築工事）

科 目	用いる単価	基準補正単価の算定方法			備考
		複合単価 労務の所要量 補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
仮 設	基準単価	—	—	—	
土 工 ・ 地 業	基準単価	—	—	—	
鉄 筋 ・ 鉄 骨	基準単価	—	—	—	
コ ン ク リ ー ト	基準単価	—	—	—	
型 枠	基準単価	—	—	—	
既 製 コ ン ク リ ー ト	基準補正単価	1.15	—	—	
防 水	基準補正単価	1.15	防水 防水(シーリング)	1.07 1.13	
石	基準補正単価	1.15	—	—	
タ イ ル	基準補正単価	1.15	—	—	
木 工	基準補正単価	1.15	—	—	
屋 根 ・ と い	基準補正単価	1.15	—	—	
金 属	基準補正単価	1.15	金属	1.08	
左官(仕上塗材仕上)	基準単価	—	—	—	
左官(仕上塗材仕上以外)	基準補正単価	1.15	左官(仕上塗材仕上以外)	1.14	
建 具	基準補正単価	1.15	建具(ガラス) 建具(シーリング)	1.09 1.14	
塗装(改修標仕仕様)	基準補正単価	1.15	塗装(改修標仕仕様)	1.14	
内 外 装	基準補正単価	1.15	内外装 内外装(ビニル床材)	1.11 1.08	
仕上げユニット	基準補正単価	1.15	—	—	
排水、構内舗装、 植栽、撤去	基準単価	—	—	—	

表 E-1 執務並行改修の場合の単価適用区分（電気設備工事）

科 目	用いる単価	基準補正単価の算定方法			備考
		複合単価 労務の所要費補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
配 管 工 事	基準補正単価	1.20	電線管、2種金属線ひ、同ホックス ケーブルラック 位置ホックス、位置ホックス用ホソディンク ブルホックス ブルホックス用設地端子 防火区画貫通処理ケーブルラック用(壁・床) 防火区画貫通処理金属管・丸型用 (電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.18 1.14 1.17 1.12 1.00 1.13 1.05 1.14	
配 線 工 事	基準補正単価	1.20	600V 絶縁電線、600V 絶縁ケーブル	1.16	
接 地 工 事 (屋 内)	基準補正単価	1.20	—	—	
接 地 工 事 (屋 外)	基準単価	—	(設置極工事) 銅板式、銅覆銅棒、設置極埋設票(金属製)	—	
塗 装 工 事	基準補正単価	1.20	—	—	
機 器 搬 入	基準補正単価	1.20	—	—	
電 灯 設 備	基準補正単価	1.20	—	—	
動 力 設 備	基準補正単価	1.20	—	—	
雷 保 護 設 備	基準補正単価	1.20	—	—	
受 変 電 設 備	基準補正単価	1.20	—	—	
架 空 線 路	基準単価	—	—	—	
地 中 線 路	基準単価	—	—	—	
電 話 設 備	基準補正単価	1.20	—	—	
電 気 時 計 拡 声 設 備	基準補正単価	1.20	—	—	
イ ン タ ー ホ ン 設 備	基準補正単価	1.20	—	—	
表 示 設 備	基準補正単価	1.20	—	—	
テ レ ビ 共 同 受 信 設 備	基準補正単価	1.20	—	—	
監 視 カ メ ラ 設 備	基準補正単価	1.20	—	—	
火 災 報 知 設 備	基準補正単価	1.20	—	—	
撤 去	基準単価	—	—	—	

表 M-1 執務並行改修の場合の単価適用区分（機械設備工事）

科 目	用いる単価	基準補正単価の算定方法			備考
		複合単価 労務の所要費補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
配管工事（屋内）	基準補正単価	1.20	—	—	屋上及び 外壁施工含む
配管工事（屋外）	基準単価	—	—	—	
保 温 工 事	基準補正単価	—	配管用,ダクト用及び消音内張	1.14	
塗 装 ・ 防 錆 工 事	基準補正単価	1.20	—	—	
機 器 搬 入	基準補正単価	1.20	—	—	
機 器 搬 出	基準補正単価	1.20	—	—	
総 合 調 整	基準補正単価	1.20	—	—	
土 工 事	基準単価	—	—	—	
コンクリート工事	基準補正単価	1.20	—	—	屋内基礎等
機 器 類 の 据 付	基準補正単価	1.20	—	—	
ダ ク ト 設 備	基準補正単価	1.20	—	1.14	
制 気 口 ・ ダ ン パ ー	基準補正単価	1.20	—	—	
弁 装 置	基準補正単価	1.20	—	—	
自 動 制 御 設 備	基準補正単価	1.20	—	—	歩掛りによる場合
衛 生 器 具 設 備	基準補正単価	1.20	取付手間のみ	1.20	
樹 類	基準単価	—	—	—	
消 火 設 備	基準補正単価	1.20	—	—	
配管分岐・切断	基準補正単価	1.20	—	—	
は つ り 工 事	基準補正単価	1.20	—	—	
ダクト端部閉塞	基準補正単価	1.20	—	—	
インバート改修	基準単価	—	—	—	
撤 去	基準単価	—	—	—	

第3 直接仮設

1. 一般事項

- (1) 改修工事における直接仮設は、新営工事と同様に任意仮設として扱う。
- (2) 内部改修については、改修部位、改修内容により次の「個別改修」及び「複合改修」に区分する。
 - 1) 個別改修
床、壁、天井の改修部位のうち1つの部位のみを改修する場合。
 - 2) 複合改修
床、壁、天井の改修部位のうち複数の部位を改修する場合。
- (3) 条件明示、設計図書による積み上げを必要とする直接仮設は、別計上する。
- (4) 施工単価は「第2 2. 改修工事における施工単価」の単価適用区分による。

2. 墨出し、養生・整理清掃後片付け、仮設給水

(1) 墨出し

1) 外部改修

i) 屋根防水改修

屋根防水改修における墨出しの範囲は、既存防水層及びコンクリート押えを撤去し、現状復旧する改修や、新たに水勾配の調整を必要とする改修工法の場合に対象とする。

対象面積は、防水層の改修平面積とし立上りの面積は含めない。

ii) 外壁改修

外壁改修における墨出しの範囲は、既存仕上げのタイル、モルタル類を撤去し、新たに同仕上げを新設する場合に対象とする。

表面材の吹付け、ピンニング工法等については対象としない。対象面積は、改修面積とする。

iii) 身障者対策スロープ整備

スロープ整備における墨出しの範囲は、新設されるスロープと関連する玄関ポーチの改修部分を含んだ床面積とする。

2) 内部改修

内部改修における墨出しの範囲は、間仕切りの新設、床、壁、天井仕上げの下地から撤去、新設まで改修する部分を対象とし、「個別改修」、「複合改修」に区分する。

床ビニルタイル、壁、天井ボードのみの改修及び塗装改修等は対象としない。対象面積は、改修する床または天井面積とする。

新たに壁を設ける場合は、壁面両側1mずつの範囲の床面積とする。

既存の壁を増打ちする場合は、増打ちした面から1mの範囲の床面積とする。

「墨出し費」

床又は天井改修面積 × 改修標準単価 1式計上

新設壁長さ × (1m又は2m) × 改修標準単価 1式計上

(2) 養生・整理清掃後片付け

1) 外部改修

i) 屋根防水改修

屋根防水改修における養生・整理清掃後片付けの範囲は、既存防水層及びコンクリート押えを撤去、現状復旧する改修工法と既存面に防水層を新設する場合、露出防水、シート防水類に区分する。

対象面積は、防水層の改修平面積とし立上りの面積は含めない。

ii) 外壁改修

外壁改修における養生・整理清掃後片付けの範囲は、改修方法に関係なく改修する外壁面から2mの範囲を対象とした水平面積とする。

また、開口部面積を対象とした開口部（建具、ガラス等）養生を別計上する。

iii) 身障者対策スロープ整備

スロープ整備における養生・整理清掃後片付けの範囲は、新設されるスロープと関連する玄関ポーチの改修部分を含んだ床面積とする。

2) 内部改修

i) 改修部

内部改修における養生・整理清掃後片付けの範囲は、改修する部分の改修内容により「個別改修」、「複合改修」に区分する。

ただし、塗装塗替えのみの改修の場合は、改修部位に関わらず「塗装塗替え」として区分する。

対象面積は、床または天井改修の改修面積とする。

壁のみを改修する場合は、改修する壁面から片側1mの範囲を対象とした床面積とする。

ii) 資材搬出入通路

内部の資材搬出入通路の養生・整理清掃後片付けの範囲は、廊下、階段室、ホール等を対象とする。

対象面積は、通路を2m（廊下等の幅が2m未満の場合はその幅）とした面積とする。

「養生費」「整理・清掃後片付け費」

床又は天井改修面積 × 改修標準単価 1式計上

(3) 仮設給水

外壁塗装剥離工事における「高圧水洗工法（50Mpa程度の温水による剥離工法）」に用いる仮設用水費（使用料のみ）については、積み上げ計上すること。

3. 足場

(1) 外部足場

外部足場の種別は「特記」によるが、改修内容、作業性、安全性、経済性を考慮して枠組足場（手すり先行足場を適用）を標準とし下表による。ただし、足場の設置スペースの無い場合や簡易な改修においては単管足場、ゴンドラ、高所作業車等による。

足場の存置日数は、足場の掛払い日数と改修内容、改修面積等に基づく改修日数を想定したものとする。

屋根防水改修のみの改修工事で屋上への通路が無い場合は、昇降用としての外部足場を設置することとし、建物高さに枠組足場3列分（5.4m）の足場面積を考慮する。

足場の最上部には落下防止用の安全手摺りを設置する。

枠組足場の設置標準

建 枠 布 枠	1200 枠 500×2	900 枠 500+240	600 枠 500×1
外壁改修 工 事	タイル、モルタル等の撤去、 新設で幅広い作業スペースが 必要で3階以上の建物	吹付け、ピンニング程度の作 業で3階以上の建物及び同左 の2階以下	吹付け、ピンニング程度の作 業で2階以下の建物及び屋上 への昇降用

「外部足場費」

足場掛面積 × 新営標準単価（存置日数×日額損料+掛払い手間） 1式計上

安全手摺り長さ × 同上

(2) 災害防止

外壁改修工事における災害（公衆災害）防止は、第三者及び作業者の安全確保、周辺への飛散防止のため、改修内容、関係法令等に基づき設置するものとし、種別は下記による。

1) ネット状養生シート張り

ピンニング工法、左官材の吹付け等の作業。

2) 養生シート張り

外壁仕上げのはつり、タイル張り、モルタル塗り等の作業。

3) 養生防護棚

危険防止上必要な箇所（出入口上部等）。

4) 小幡ネット

外部足場と建物との隙間に各階毎に設置する。

「災害防止費」

掛面積又は掛長さ×新営標準単価（存置日数×日額損料+掛払い手間） 1 式計上

(3) 内部足場

1) 架台足場

内部天井、壁改修の改修部分に適用するものとし、改修内容により次のとおり区分する。

i) 天井、壁の複合改修で仕上材の張替え、仕上材（下地材共）の改修、塗装塗替え等の改修部分に適用するものとし、天井改修面積を対象とする。

天井改修が無く壁のみの改修の場合は、壁面より1mの範囲を対象とする。

ii) 既存天井の撤去のみを行う場合は撤去面積を対象とする。

2) 枠組棚足場

天井高さ（階高4m以上）が高く架台足場での作業が不可能な場合、作業高さに応じた枠組棚足場を標準とし、天井改修面積を対象とする。

ただし、施工場所の状況により、枠組本足場、移動式足場（ローリングタワー等）等を検討する。

「架台足場費」

天井改修面積 × 改修標準単価 1 式計上

「枠組棚足場費」

天井改修面積 × 新営標準単価（存置日数×日額損料+掛払い手間） 1 式計上

3) 枠組本足場

鉄筋コンクリート耐震壁の後施工アンカー、鉄筋及び型枠の組立て、コンクリート打設用の足場（900 枠、500+240 布を標準とする）として設置するものとし、その数量は新設する壁面積とする。

4) 大空間の作業床（足場）

高さ10m以上（6段）以上の枠組み足場等を設置する必要がある場合は、「第1章 建築工事 2. 仮設 3) 直接仮設 ⑤大空間等の作業床（足場）」による。

4. 仮設間仕切り

執務並行での改修工事において安全確保、環境対策（塵埃等）のため「特記」又は条件明示により適用するものとし、種別は下記による。

(1) A種 軽量鉄骨下地の両面に合板又は石膏ボード張り、内部にグラスウールの充填

(2) B種 軽量鉄骨下地の片面に合板又は石膏ボード張り

(3) C種 単管下地に全面シート張り

「仮設間仕切り費」

設置面積 × 改修標準単価 1 式計上

5. 家具、什器類の養生、移動

家具、什器類の養生、移動は入居者が行うことを原則とするが、養生、移動が必要な場合は「特記」による。移動等の費用は、普通作業員の想定人工又は見積りによる。

第4 屋根防水改修

1. 一般事項

(1) 防水改修工事は全面改修する場合と、部分的に改修する場合があります、改修工法は「特記」による。

(2) 改修面積が極端に少なく改修箇所が点在している場合は、防水改修の工程を考慮し必要な材料及び人工数を考慮する。

(3) 施工単価は、「第2 2. 改修工事における施工単価」の単価適用区分による。

2. 撤去

(1) 防水保護コンクリート、防水押えレンガ、モルタル等の撤去は、人力またはコンクリートブレーカによるが、少量の場合を除きコンクリートブレーカによる撤去単価とする。

(2) 防水押えコンクリートの撤去を行う場合は、伸縮調整目地の撤去は計上しない。

ただし、発生材処理は別計上する。

(3) 部分改修の場合、必要に応じてカッター入れを計上する。

(4) 撤去到空気圧縮機が必要な場合は、空気圧縮機運搬を計上する。

(5) 防水層の撤去は「改修標準単価」とする。

(6) 撤去細目は下記による。

1) 防水保護層（押えコンクリート、レンガ積み、モルタル等）

2) 防水層

3) 防水立上がりコーナーモルタル

4) その他（カッター入れ等）

「撤去費」

防水層撤去数量 × 改修標準単価

防水保護層等撤去数量 × 改修標準単価

3. 防水層下地処理

(1) 防水層撤去後の下地処理及びアスファルト既存面処理は、「改修工事標準仕様書」の防水改修工法により「特記」に基づき下記による。数量は設計図書による指示数量とする。

1) コンクリート面のひび割れ補修（平部）

「P1B工法・P1BI工法・T1BI工法・P1E工法」

・ひび割れの幅が2mm未満の場合・・・ゴムアスファルト系シール補修

・ひび割れの幅が2mm以上の場合・・・Uカットシーリング充填

2) アスファルト既存面の処理（平部）

「P2A工法・P2AI工法・P2E工法・M4C工法」

・溶融アスファルトを 1.0 k g 程度又はアスファルト系防水下地材調整材の塗布

3) 防水立上がり部防水層下地処理

上記 1) による。

「下地処理費」

ひび割れ補修長さ × 見積単価

下地処理面積 × 見積単価

4. 防水層新設

(1) 防水層の新設工法は、防水層を全て撤去して行う工法と既存防水層面に直接防水層を施工する工法があり、工法の種別は「特記」による。

(2) 新設する防水改修の細目は新築工事に準ずる。

「新設工事」

改修数量 × 改修補正単価又は市場単価の補正単価

「改修面積が少なく点在している場合」

材料費 + 労務費積上げ(工程等を考慮した必要人工) 1 式計上

第 5 外壁改修

1. 一般事項

(1) 外壁改修工事は全面改修する場合と、部分的に改修する場合があります、改修工法は「特記」による。

(2) コンクリート打放し仕上げ(吹付け共)、モルタル塗り又はタイル張り仕上げ等におけるひび割れ、欠損部、浮き部及び表面仕上げの改修を対象とする。

(3) 改修面積が極端に少なく改修箇所が点在している場合は、外壁改修の工程を考慮し必要な材料及び人工数を考慮する。

(4) 施工単価は、「第 2 2. 改修工事における施工単価」の単価適用区分による。

(5) 設計時に外壁施工数量調査を実施しない場合は、ひび割れ補修などの改修数量について、原則「概数」とする。

2. 外壁施工数量調査

設計時に外壁施工数量調査を実施しない場合は、工事において調査を行う。

外壁既存面の調査範囲、調査方法等は「特記」による。ただし、設計図書に調査面積数量が明示されている場合はこれによる。

外壁施工数量調査実施後、速やかに「概数」としていた改修数量について確定する。

調査数量は、次の外壁(庇等を含む)仕上げにより区分する。

(1) コンクリート打放し仕上げ

主にひび割れ、欠損状態部分を目視及びハンマー等による打診調査。

(2) モルタル、タイル仕上げ

主にひび割れ、欠損状態、仕上げの浮き部を目視及びハンマー等による打診調査。

「外壁調査費」

外壁調査面積 × 改修標準単価

3. 撤去

(1) モルタル、タイル等仕上げの撤去は、ピックハンマによる撤去単価とする。

- (2) モルタル塗り吹付け仕上げを撤去する場合は、モルタル塗りのみを撤去の対象とし、吹付け材のケレンは計上しない。
- (3) 部分撤去の場合は、必要に応じてカッター入れを計上する。
- (4) 吹付け材のケレン工法は、「特記」による。

「撤去費」

モルタル等撤去面積 × 改修標準単価
 吹付け材ケレン面積 × 改修標準単価
 カッター入れ長さ × 改修標準単価

4. コンクリート打放し仕上げ外壁の改修

コンクリート打放し仕上げ（吹付けを含む）の改修は下記による。

(1) コンクリート打放し面ひび割れ改修

コンクリート打放し面のひび割れ改修工法は、ひび割れの程度により下記の種類があり、工法は「特記」による。

1) 樹脂注入工法

- i) 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法
- ii) 手動式エポキシ樹脂注入工法
- iii) 機械式エポキシ樹脂注入工法

2) Uカットシール材充填工法

3) シール工法

「ひび割れ改修費」

ひび割れ長さ × 改修標準単価

(2) コンクリート打放し面欠損部改修

コンクリート打放し面欠損部改修工法は、欠損の程度により下記による充填工法があり、工法は「特記」による。又、下記の充填工法の下地処理としてケレン、清掃、錆鉄筋の錆落とし及び防錆処理を別計上する。

1) エポキシ樹脂モルタル充填工法

2) ポリマーセメントモルタル充填工法

「欠損部改修費」

欠損部長さ × 改修標準単価
 欠損部箇所 × 改修標準単価

5. モルタル塗り（吹付け類）仕上げ外壁の改修

(1) モルタルのひび割れ部改修

モルタルのひび割れ部改修工法は、モルタルを撤去し塗替える工法と樹脂注入、Uカットシール工法があり、「特記」による。

1) モルタルを撤去する場合

- i) モルタル撤去は、ひび割れを中心に幅 100mm のモルタルの撤去及び両側のカッター入れを計上する。
- ii) モルタル撤去後のコンクリート面の改修は、4. (1) による。
- iii) モルタル塗りは5. (4) による。

「モルタル撤去費」

撤去長さ（両側カッターを含む） × 改修標準単価

2) モルタルを撤去しない場合

i) モルタルを撤去しない場合は、4.(1)による。

(2) モルタルの欠損部の改修

- 1) モルタル欠損部の周辺のカッター入れとモルタルの撤去を計上する。
- 2) コンクリート面の改修は、4.(1)及び(2)による。
- 3) モルタル欠損部のモルタル塗りは、5.(4)による。

「モルタル欠損部改修」

モルタル撤去面積 × 改修標準単価

カッター長さ × 改修標準単価

(3) モルタルの浮き部の改修

モルタルの浮き部の改修工法は、モルタルを撤去し塗替える場合とアンカーピンニングエポキシ樹脂注入工法又はアンカーピンニングポリマーセメントスラリー注入工法があり、注入工法による場合は「特記」による。

1) モルタルを撤去する場合

- i) 浮き部のモルタルの撤去は、健全部分と縁切りのためのカッター入れと浮き部分のモルタル撤去を計上する。
- ii) モルタル撤去後のコンクリート面の改修は、4.(1)及び(2)による。
- iii) モルタル塗りは5.(4)による。

2) モルタルを撤去しない場合

モルタルを撤去しない場合の改修は、浮きの状況により次のアンカーピンニング樹脂注入工法があり、「特記」による。

- i) アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
- ii) アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
- iii) アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
- iv) 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
- v) 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
- vi) 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法

「モルタル浮き部改修費」

浮き面積 × 見積単価

(4) モルタル塗替え工法改修

- 1) モルタル塗り改修面積は㎡とするが、改修箇所が点在する場合は大きさ毎の箇所計上とし、塗回数による必要な人工数を考慮する。
- 2) モルタル撤去部分のモルタル塗りの調合及び塗り厚は、「改修工事標準仕様書」による。
ただし、ポリマーセメントモルタルを使用する場合は、「特記」による。

「モルタル塗り改修費」

モルタル塗り面積 × 改修補正単価

モルタル塗り箇所 × 改修補正単価

6. タイル張り仕上げ外壁の改修

(1) タイルのひび割れ改修

タイルのひび割れ部改修工法は、タイルを撤去し張替える工法と樹脂注入、Uカットシール工法があり、「特記」による。

タイルの撤去は、タイルのみと下地モルタル共に区分する。

1) タイルを撤去する場合

- i) タイル撤去は、ひび割れ周辺の Cutter 入れとタイル撤去を計上する。
- ii) タイル撤去後のコンクリート面の改修は、4.(1)による。
- iii) タイル張りは6.(4)による。

「タイル撤去費」

タイル撤去面積 × 改修標準単価
Cutter 長さ × 改修標準単価

2) タイルを撤去しない場合

タイルを撤去しない場合は、4.(1)による。

(2) タイルの欠損部の改修

- 1) タイル欠損部周辺の Cutter 入れとタイル(下地モルタル共)の撤去を計上する。
- 2) コンクリート面の改修は、4.(1)及び(2)による。
- 3) 欠損部のタイル張りは、6.(4)による。

「タイル欠損部改修費」

タイル撤去面積 × 改修標準単価
Cutter 長さ × 改修標準単価

(3) タイルの浮き部の改修

タイル浮き部の改修工法は、タイル張りを撤去し張替える場合とアンカーピンニングエポキシ樹脂注入工法又はアンカーピンニングポリマーセメントスラリー注入工法があり、注入工法による場合は「特記」による。

1) タイルを撤去する場合

- i) タイルを撤去する場合の改修は、6.(1)に準ずる。
- ii) タイル撤去後のコンクリート面の改修は、4.(1)及び(2)による。

2) タイルを撤去しない場合

タイルを撤去しない場合の改修は、浮きの状況により次のアンカーピンニング樹脂注入工法があり、「特記」による。

- i) アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
- ii) アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
- iii) アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
- iv) 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
- v) 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
- vi) 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
- vii) 注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法

「タイル浮き部改修費」

浮き面積 × 見積単価

(4) タイル張替え工法改修

タイル張替え工法は、タイルのみを張替える場合と下地モルタル共張替える場合があり、「特記」による。

- 1) タイル張り改修面積は㎡とするが、改修箇所が点在する場合は大きさ毎の箇所計上とする。
- 2) タイル張替えのタイル仕様、張り工法、下地モルタル塗りの調査及び塗り厚は、「特記」、「改修工事標準仕様書」による。

ただし、ポリマーセメントモルタルの場合は、「特記」による。

「タイル張替え改修費」

タイル張り面積 × 改修補正単価

タイル張り箇所 × 改修補正単価

7. 塗り仕上げ外壁改修

コンクリート面、モルタル面の既存の仕上げ塗り（吹付け等）を改修する場合に適用するものとする。コンクリート、モルタル面の改修は、4. 及び5. による。

(1) 既存塗膜除去

既存塗膜除去工法は、劣化の程度により次の種別があり、「特記」による。

- 1) サンダー工法
- 2) 高圧洗浄工法
- 3) 塗膜はく離剤工法
- 4) 水洗い工法

(2) 下地調整

コンクリート面の下地調整は下地調整塗材塗り、モルタル面はアクリル樹脂エマルジョンクリアの全面塗りがあり、工法は「特記」による。

(3) 仕上げ塗材塗り

仕上げ塗材の種類、塗布量、表面仕上げ等は「特記」、「改修工事標準仕様書」による。

「仕上げ塗り費」

吹付け面積 × 見積単価

第6 建具改修

1. 一般事項

- (1) 既存建具を新規建具に改修する場合は、かぶせ工法又は撤去工法とし、「特記」による。
- (2) 新規に建具を設ける場合の既存壁の撤去、建具周囲の補修工法及び補修範囲は、「特記」による。
- (3) 施工単価は、「第2 2. 改修工事における施工単価」の単価適用区分による。

2. 建具改修

(1) かぶせ工法

- 1) 既存建具の外枠を残し、新規建具を取付ける工法で、内部からの施工が可能のため原則として外部足場は設置しない。ただし、外部の取り合い、シーリング充填等の施工のため外部足場を必要により計上する。
- 2) 原則として外部に面する建具の改修は、撤去、建具の取付、ガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。
- 3) 建具周囲の改修範囲、方法は設計図書により、積算の扱いは第7章内部改修及び第8章塗装改修に準じる。
- 4) 建具の価格は、見積りによるものとし内容は次のとおりとする。

i) 製品代

ii) 取付費

iii) 運搬費

iv) 撤去等に関する費用（建具の障子、ガラス、扉等の撤去及び既存枠の錆落とし等）

「かぶせ工法」

新規建具箇所	×	見積単価	
取付	×	見積単価	1 式計上
運搬	×	見積価格	1 式計上
撤去費用	×	見積価格	1 式計上

(2) 撤去工法

- 1) 枠廻りのコンクリートのはつりは、「改修標準単価」の「建具周囲はつり」による。
- 2) 原則として外部に面する建具の改修は、撤去、建具の取付、ガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。
- 3) 建具周囲の改修範囲、方法は設計図書により、積算の扱いは第7章内部改修及び第8章塗装改修に準じる。
- 4) 建具の価格は、見積りによるものとし内容は次のとおりとする。
 - i) 製品代
 - ii) 取付費
 - iii) 運搬費
- 5) 既存建具の撤去費は、改修標準単価とする。
- 6) ガラスの撤去は、別計上とする。

「撤去工法」

新規建具箇所	×	見積単価	
取付	×	見積価格	1 式計上
運搬	×	見積価格	1 式計上
撤去費用	×	改修標準単価	1 式計上
建具周囲長さ (m)	×	改修補正単価	

(3) 新規に建具を設ける場合

- 1) 既存コンクリート壁の撤去は、コンクリートブレーカにより、必要に応じてカッター入れを計上する。
- 2) 建具周囲の改修範囲、方法は設計図書により、積算の扱いは第7章内部改修及び第8章塗装改修に準ずる。
- 3) 建具の価格は、見積りによるものとし内容は次のとおりとする。
 - i) 製品代
 - ii) 取付費
 - iii) 運搬費

「新規に建具を設ける場合」

新規建具箇所	×	見積単価	
取付	×	見積価格	1 式計上
運搬	×	見積価格	1 式計上
建具周囲長さ (m)	×	改修補正単価	

第7 内部改修

1. 一般事項

- (1) 内部改修工事は全面改修する場合と、部分的に改修する場合があります、改修工法は「特記」による。
- (2) 床、壁、天井仕上げ（下地材を含む）の改修に適用する。

(3) 改修面積が極端に少なく改修箇所が点在している場合は、必要な材料及び人工数を考慮する。

(4) 施工単価は、「第2 2. 改修工事における施工単価」の単価適用区分による。

2. 内部改修

(1) 撤去

1) 撤去の方法

i) 既存仕上げの撤去は、原則として表面処理、主仕上げ、仕上げ下地等に区分する。

ii) 既存仕上げの撤去は、周辺部に影響を与えないよう人力による撤去とする。

iii) 既存コンクリート類の撤去は、コンクリートブレーカ等による撤去とする。

ただし、少量の場合は、人力による撤去とする。

iv) 既存仕上げ、コンクリート類の撤去は、設計図書によりカッター入りを別計上する。

v) 非飛散性アスベスト含有ビニル系床材、非飛散性アスベスト含有建材の撤去方法及び種別は、「特記」による。

2) 撤去の範囲

i) 既存の床、壁、天井の撤去範囲は「特記」による。

ii) 既存間仕切壁の撤去及び新設に伴う床、壁、天井の取り合い部の撤去範囲は「特記」による。特記が無い場合は壁厚さ程度とする。ただし、天井内の間仕切撤去、新設の改修に伴う場合の天井については壁面から片側 600 mm の範囲を撤去とする。

iii) 非飛散性アスベスト含有ビニル系床材、非飛散性アスベスト含有建材の試験方法及び種別は、「特記」による。

3) 床撤去

i) ビニル床シート、ビニル床タイル等

a) 仕上げ材の撤去は接着剤のケレン、除去を含む。

b) 下地モルタルを撤去する場合は、必要に応じてカッター入りを別計上する。

c) 有害物質（アスベスト）が含まれるビニル系床材については、「特記」により区分する。

ii) 合成樹脂塗り床材類

a) 合成樹脂塗り床材類の除去工法は、電動工具を用いた機械的除去工法と表面をディスクサンダーによる目荒し工法があり、工法は「特記」による。

iii) モルタル、タイル類

a) 部分撤去の場合はカッター入りを別計上する。

iv) 木造床組、フローリング類

a) 木造床組の撤去は、土台、つか立て床組、ころばし床組に区分する。

b) フローリング類は、フローリング類と下地板に区分する。

2) 壁撤去

i) 木製間仕切、軽量鉄骨間仕切

a) 撤去は間仕切下地と仕上げ材（各種ボード類）に区分する。

b) 仕上げ材のボード類は、処分方法（処分先、リサイクル施設等）が異なるので材種毎に区分する。

c) 間仕切下地を残し、仕上げ材のみを撤去する場合は1重張り、2重張り（下張り）に区分する。

d) 有害物質（アスベスト）が含まれるボード類については、「特記」により区分する。

e) 撤去するボード面及びモルタル面等の塗装は撤去の対象としない。

f) 木製幅木、ビニル幅木は別計上する。

g) 撤去するボード面の壁紙は、ボードと壁紙が同じ処理施設で処理できる場合と分別処理する場合があります、「特記」による。

ii) モルタル、タイル類

- a) 部分撤去の場合はカッター入れを別計上する。
- b) 撤去するモルタル面の壁紙は、分別撤去とする。

iii) 既製間仕切類

- a) 木製間仕切、軽量鉄骨間仕切に準ずる。

iv) 造作材

- a) 内部造作材の撤去は、部材毎に区分する。

3) 天井撤去

i) 木製下地、軽量鉄骨下地天井

- a) 撤去方法は天井下地と仕上げ材（各種ボード類）に区分する。
- b) 仕上げ材のボード類は、処分方法（処分先、リサイクル施設等）が異なるので材種毎に区分する。
- c) 天井下地を残し、仕上げ材のみを撤去する場合は1重張り、2重張り（下張り）に区分する。
- d) 有害物質（アスベスト）が含まれるボード類については条件明示による撤去工法とする。
- e) 撤去するボード面の塗装は撤去の対象としない。
- f) 撤去するボード面の壁紙は、ボードと壁紙が同じ処理施設で処理できる場合と分別処理する場合があります、「特記」による。

ii) 直天井のモルタル類、吹付材

- a) モルタル類は壁に準ずる。
- b) 吹付材（アスベストは除く）の除去は、電動工具を用いた機械式除去工法による。

4) コンクリート撤去

コンクリート床版、壁の小規模な撤去は、コンクリートブレーカにより行うこととし、カッター入れ（壁の場合は両面）を別計上する。

「撤去費」

各床、壁、天井仕上げ		
撤去面積	×	改修標準単価
撤去体積	×	改修標準単価
カッター長さ	×	改修標準単価

(2) 内部改修

1) 改修の範囲

- i) 既存の床、壁、天井の改修範囲は「特記」による。
- ii) 既存間仕切壁の撤去及び新設に伴う床、壁、天井の取り合い部の改修範囲は「特記」による。特記が無い場合は壁厚さ程度とする。ただし、天井内の間仕切撤去、新設の改修が伴う場合の天井については壁面から600mmとし、既存仕上げに準じた仕上げとする。

2) 床改修

- i) 改修する材料、工法は、設計図書及び「改修工事標準仕様書」による。
- ii) 既存下地の不陸調整等の処理は、「特記」による。

3) 壁改修

- i) 改修する材料、工法は、設計図書及び「改修工事標準仕様書」による。

ii) 既存下地の不陸調整等の処理は、「特記」による。

4) 天井改修

i) 改修する材料、工法は、設計図書及び「改修工事標準仕様書」による。

ii) 既存下地の不陸調整等の処理は、「特記」による。

iii) 新規に天井下地を設ける場合のインサート、後施工アンカーの扱いは下記によることとし、適用は「特記」による。

a) 既存の埋め込みインサートを使用する場合は、対象としない。

b) 後施工アンカーによる施工の場合は、特に設計図書に指示のない場合は、後施工アンカー（1.5本/m²）を別計上する。

5) モルタル改修

i) 改修する材料、工法は、設計図書及び「改修工事標準仕様書」による。

ii) 既存下地の不陸調整等の処理は、「特記」による。

iii) 既存面のひび割れ補修は、外壁モルタルひび割れ改修に準じ、工法は「特記」による。

6) タイル張り改修

i) 改修する材料、工法は、設計図書及び「改修工事標準仕様書」による。

ii) 既存下地の不陸調整等の処理は、「特記」による。

iii) 既存面のひび割れ補修は、外壁タイルひび割れ改修に準じ、工法は「特記」による。

「仕上げ工事」

仕上げ面積 × 改修補正単価

同上下地面積 × 改修補正単価

第8 塗装改修

1. 一般事項

(1) 内部改修工事は全面改修する場合と、部分的に改修する場合があります、改修工法は「特記」による。

(2) 壁、天井、建具等の既存面の塗装塗替え及び新規面に塗装する場合に適用し、それぞれに区分する

(3) 既存面の塗装の塗替え、新規に塗装する場合の仕様、塗装工程は「特記」による。

(4) 改修面積が極端に少なく改修箇所が点在している場合は、必要な材料及び人工数を考慮する。

(5) 施工単価は、「第2 2. 改修工事における施工単価」の単価適用区分による。

2. 既存面の塗装塗替え

既存面の塗装塗替えは、既存塗膜除去、下地調整、錆止め塗装、仕上げ塗りによる。

(1) 既存塗膜の除去

1) 既存塗膜の除去は、既存面毎に次の区分とし、種別は「特記」による。

i) 木部

ii) 鉄鋼面、亜鉛メッキ面

iii) モルタル面、プラスター面、コンクリート面、押出成形セメント板面

iv) 石膏ボード面、その他ボード面

(2) 下地調整

1) 既存面の下地調整は、既存面毎に次の区分とし、種別は「特記」による。

i) 木部

ii) 鉄鋼面

iii) 亜鉛メッキ面

- iv) モルタル面、プラスター面
- v) コンクリート面
- vi) 押出成形セメント板面
- vii) 石膏ボード面、その他ボード面

2) 既存面のひび割れ補修

既存面のひび割れ補修の工法は、「特記」による。

(3) 錆止め塗装

1) 錆止め塗装は、既存面毎に次の区分とし、種別は「特記」による。

- i) 鉄鋼面（外部又は内部）
- ii) 亜鉛メッキ面（外部又は内部）

(4) 仕上げ塗装

1) 各仕上げ塗装は、既存面毎の区分とし、種別は「特記」による。

3. 新規面の塗装

新規面の塗装塗りは、下地調整、錆止め塗装、仕上げ塗装による。

(1) 下地調整

1) 新規面の下地調整は、2. (2). 1) の区分とし、種別は「特記」による。

(2) 錆止め塗装

1) 新規面の錆止め塗装は、2. (3). 1) の区分とし、種別は「特記」による。

(3) 仕上げ塗装

1) 各仕上げ塗装は、2. (4). 1) の区分とし、種別は「特記」による。

「塗装改修」

既存塗膜除去面積 × 改修標準単価
 塗装（下地調整を含む）面積 × 改修標準単価

第9 耐震改修

1. 一般事項

(1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造建物に、鉄筋コンクリート耐震壁の増打ち及び、新設を行う改修工事に適用する。

(2) 施工単価は、「第2 2. 改修工事における施工単価」の単価適用区分による。

2. 現場打ち鉄筋コンクリート壁増設工事

(1) 既存部分の撤去、処理

- 1) 既存仕上げの撤去範囲は設計図書による。
- 2) 打継ぎ面となる範囲の既存コンクリート面の目荒しは、「特記」による。

(2) 材料

1) コンクリート、鉄筋、後施工アンカー、グラウト材の仕様は「特記」による。

(3) 鉄筋工事

- 1) 鉄筋の継手工法は「特記」による。
- 2) 既存部との取合部分の割裂補強筋は、「特記」による。

(4) 後施工アンカー

- 1) 金属拡張アンカー又は接着アンカーとし、「特記」による。
- 2) 後施工アンカーは、床、壁、梁の区分とする。
- 3) ダボ筋の径、長さは、「特記」による。

(5) コンクリート工事

- 1) コンクリート打設工法は、「特記」による。
 - i) 流込み工法
 - ii) 圧入工法
- 2) コンクリート打設はポンプ車打ちを標準とし、増設壁1壁毎の打設量から1日の打設可能数量を想定し、打設費と機械器具費を計上する。
- 3) コンクリート打設における気温による温度補正は、「特記」による。

(6) 型枠工事

- 1) 型枠は、一般型枠、打放し型枠、運搬費、残材処理費に区分する。
- 2) 打放し型枠は打放し面補修を別計上する。

(7) グラウト注入工事

- 1) 既存躯体と増設壁の隙間のグラウト材注入は、「特記」による。
- 2) グラウト注入の数量は、体積とする。

(8) 仕上げ工事

- 1) 増設耐震壁及び既存周辺の仕上げの改修範囲は「特記」による。
- 2) 改修方法は、建具改修、内装改修、塗装改修による。

第10 発生材処理

1. 一般事項

- (1) 改修工事の撤去により発生する建設副産物の処理は、関係法令等に基づく処理方法とする。
- (2) 建設副産物の処理は、再生材のリサイクルを考慮し、種類毎に「特記」、「条件明示等」に基づき適正な処理施設による。
- (3) 改修工事に伴う発生材の処理は、「積込費」、「運搬費」、「発生材処分費」に区分する。
- (4) 鋼材類の処分は「特記」による。

2. 発生材処理

(1) 発生材の区分

発生材の区分は、次による。

- 1) 特定建設資材廃棄物（建設リサイクル法）、指定副産物（資源有効利用促進法）
 - i) コンクリート塊
 - ii) アスファルト・コンクリート塊
 - iii) 建設発生木材（抜根、伐採材除く）
- 2) 指定副産物（資源有効利用促進法）
 - i) 建設発生土
 - ii) 建設発生木材（抜根、伐採材）
- 3) 「特記」により材種毎に指定された処理場によるもの。
 - i) 各種ボード類
 - ii) その他

- 4) 特別管理産業廃棄物
 - i) 廃石綿（飛散性アスベスト）
 - ii) その他
- (2) 積込費
 - 発生材の集積場所からダンプトラックへの積込費を計上するものとし、(1) にそって区分する。
- (3) 運搬費
 - (1) の区分毎に「特記」、「条件明示」等により処分地までの距離に応じた運搬費を計上する。
- (4) 発生材処分費
 - (1) の区分毎に「特記」、「条件明示」等により適切に処分費を計上する。
- (5) 処理施設
 - 1) 中間処理施設
 - 2) 安定型処分場
 - 3) 管理型処分場
 - 4) 特別管理型処分場
- (6) 数量
 - 集積積み込み及び発生材処分（運搬費及び処分料）費については、原則「概数」とする。

第5章 そ の 他

1. 外構工事

- (1) 積算にあたっては、「北海道建設部営繕工事積算要領」のほか、北海道建設部「土木工事積算基準」、「土木工事積算要領」によることを原則とする。
- (2) 数量の算出については、北海道建設部「土木工事工種体系化の手引き」及び「土木工事数量算出要領」によることとする。

2. 下水道工事

- (1) 積算にあたっては、「北海道建設部営繕工事積算要領」のほか、北海道建設部「土木工事積算基準（下水道編）」、「土木工事積算要領（下水道編）」、「下水道工事の統一事項」（北海道下水道技術委員会）によることを原則とする。
- (2) 数量の算出については、北海道建設部「下水道工事工種体系化・数量算出要領」によることとする。

3. 航空灯火、航空保安施設用電力設備工事

- (1) 積算にあたっては、国土交通省航空局「航空灯火施設工事及び電気施設工事積算基準」、「航空灯火施設工事及び電気施設工事積算標準」によることを原則とする。
- (2) 数量の算出については、国土交通省航空局「航空灯火施設工事及び電気施設工事積算基準等運用指針」によることとする。